

土木工事共通仕様書（第10編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第10編 第1章 第1節	<p>道路編 道路改良 適用</p> <p>1 本章は、道路工事における道路土工、地盤改良工、工場製作工、法面工、軽量盛土工、擁壁工、石・ブロック積（張）工、カルバート工、排水構造物工、落石雪害防止工、遮音壁工、構造物撤去工、仮設工その他これらに類する工種について適用する<u>ものとする。</u></p> <p>2 <u>道路土工、地盤改良工、軽量盛土工、石・ブロック積（張）工、構造物撤去工、仮設工は、第1編第2章第4節道路土工、第3編第2章第7節地盤改良工、第11節軽量盛土工、第5節石・ブロック積（張）工、第9節構造物撤去工、第10節仮設工の規定によるものとする。</u></p>	第10編 第1章 第1節	<p>道路編 道路改良 適用</p> <p>1 <u>適用工種</u> 本章は、道路工事における道路土工、工場製作工、地盤改良工、法面工、軽量盛土工、擁壁工、石・ブロック積（張）工、カルバート工、排水構造物工、<u>（小型水路工）</u>、落石雪害防止工、遮音壁工、構造物撤去工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>2 <u>適用規定（1）</u> 道路土工、構造物撤去工、仮設工は、第1編第2章第4節道路土工、第3編第2章第9節構造物撤去工、第10節仮設工の規定による。</p>	項目見出しの追記 表記の修正
第2節	<p>適用すべき諸基準 <u>請負者</u>は、設計図書において特に定めのない事項については、<u>下記</u>の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (平成12年3月) 日本道路協会 道路土工—<u>施工指針</u> (昭和61年11月) 日本道路協会 道路土工—<u>排水工指針</u> (昭和62年6月) 日本道路協会 道路土工—<u>のり面工・斜面安定工指針</u> (平成11年3月) 日本道路協会 道路土工—<u>擁壁工指針</u> (平成11年3月) 日本道路協会 道路土工—<u>カルバート工指針</u> (平成11年3月) 日本道路協会 道路土工—<u>仮設構造物工指針</u> (平成11年3月) 全国特定法面保護協会 <u>のり枠工の設計施工指針</u> (平成18年11月) 日本道路協会 <u>鋼道路橋塗装・防食便覧</u> (平成17年12月) 日本道路協会 <u>道路防雪便覧</u> (平成2年5月)</p>	第2節	<p>適用すべき諸基準 <u>受注者</u>は、設計図書において特に定めのない事項については、<u>以下</u>の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (平成24年5月) 日本道路協会 道路土工<u>要綱</u> (平成21年6月) 日本道路協会 道路土工—<u>一切土工・斜面安定工指針</u> (平成21年6月) <u>日本道路協会 道路土工—盛土工指針</u> (平成22年4月) 日本道路協会 道路土工—<u>擁壁工指針</u> (平成24年7月) 日本道路協会 道路土工—<u>カルバート工指針</u> (平成22年3月) 日本道路協会 道路土工—<u>仮設構造物工指針</u> (平成25年11月) 全国特定法面保護協会 <u>のり枠工の設計施工指針</u> (平成24年12月) 日本道路協会 <u>鋼道路橋塗装・防食便覧</u> (平成24年12月) 日本道路協会 <u>道路防雪便覧</u> (平成22年1月)</p>	表記の統一 適用諸基準の改正
		第4節 1-4-1	<p><u>地盤改良工</u> <u>一般事項</u> 本節は、<u>地盤改良工として、路床安定処理工、置換工、サンドマット工、バーチカルドレーン工、締固め改良工、固結工その他これらに類する工種について定める。</u></p>	地盤改良工の追記 (国に準拠)

土木工事共通仕様書（第10編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第4節 1-4-1	法面工 一般事項 2 請負者は法面の施工にあたって、 <u>道路土工のり面工・斜面安定工指針3設計と施工、のり枠工の設計・施工指針第5章施工、グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工の規定によらなければならない。</u> これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	1-4-2	<u>路床安定処理工</u> <u>路床安定処理工の施工については、第3編2-7-2路床安定処理工の規定による。</u>	路床安定処理工の追記（国に準拠）
		1-4-3	<u>置換工</u> <u>置換工の施工については、第3編2-7-3置換工の規定による。</u>	置換工の追記（国に準拠）
		1-4-4	<u>サンドマット工</u> <u>サンドマット工の施工については、第3編2-7-6サンドマット工の規定による。</u>	サンドマット工の追記（国に準拠）
		1-4-5	<u>バーチカルドレーン工</u> <u>バーチカルドレーン工の施工については、第3編2-7-7バーチカルドレーン工の規定による。</u>	バーチカルドレーン工の追記（国に準拠）
		1-4-6	<u>締固め改良工</u> <u>締固め改良工の施工については、第3編2-7-8締固め改良工の規定による。</u>	締固め改良工の追記（国に準拠）
		1-4-7	<u>固結工</u> <u>固結工の施工については、第3編2-7-9固結工の規定による。</u>	固結工の追記（国に準拠）
		1-4-2	第5節 1-5-1 2 適用規定 受注者は法面の施工にあたって、「 <u>道路土工一切土工・斜面安定工指針のり面工編、斜面安定工編</u> 」（日本道路協会、平成21年6月）、「 <u>道路土工盛土工指針5-6盛土のり面の施工</u> 」（日本道路協会、平成22年4月）、「 <u>のり枠工の設計・施工指針第5章施工</u> 」（全国特定法面保護協会、平成18年11月）及び「 <u>グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工</u> 」（地盤工学会、平成24年5月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	項目見出しの追記 適用諸基準の改正

土木工事共通仕様書（第10編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第5節 1-5-1	擁壁工 一般事項 1 本節は、擁壁工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、現場打擁壁工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、井桁ブロック工その他これらに類する工種について定める。 2 <u>請負者</u> は、擁壁工の施工にあたっては、「道路土工—擁壁工指針2-5・3-4 施工一般」及び「土木構造物標準設計第2巻解説書4. 3 施工上の注意事項」の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	第6節 1-6-1 1-6-2 第7節 1-7-1 1 2	<u>軽量盛土工</u> <u>一般事項</u> 本節は、 <u>軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。</u> <u>軽量盛土工</u> <u>軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2 軽量盛土工の規定による。</u> 擁壁工 一般事項 <u>適用工種</u> 本節は、擁壁工として作業土工（ <u>床掘り・埋戻し</u> ）、既製杭工、場所打杭工、現場打擁壁工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、井桁ブロック工その他これらに類する工種について定める。 <u>適用規定</u> <u>受注者</u> は、擁壁工の施工にあたっては、「道路土工—擁壁工指針2-5・3-4 施工一般」（ <u>日本道路協会、平成24年7月</u> ）及び「土木構造物標準設計第2巻解説書4. 3 施工上の注意事項」（ <u>全日本建設技術協会、平成12年9月</u> ）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	軽量盛土工の追記(国に準拠) 項目見出しの追記表現の修正 項目見出しの追記 道路土工—擁壁工指針の改正による修正
第6節 1-6-1	石・ブロック積（張）工 一般事項 1 本節は、石・ブロック積（張）工として作業土工、コンクリートブロック工、石積（張）工その他これらに類する工種について定める。	第8節 1-8-1 1	石・ブロック積（張）工 一般事項 <u>適用工種</u> 本節は、石・ブロック積（張）工として作業土工（ <u>床掘り・埋戻し</u> ）、コンクリートブロック工、石積（張）工その他これらに類する工種について定める。	項目見出しの追記表現の修正
第7節 1-7-1	カルバート工 一般事項 1 本節は、カルバート工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、場所打函渠工、プレキャストカルバート工、防水工その他これらに類する工種について定める。	第9節 1-9-1 1	カルバート工 一般事項 <u>適用工種</u> 本節は、カルバート工として作業土工（ <u>床掘り・埋戻し</u> ）、既製杭工、場所打杭工、場所打函渠工、プレキャストカルバート工、防水工その他これらに類する工種について定める。	項目見出しの追記表現の修正

土木工事共通仕様書（第10編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
2	<p>請負者は、カルバートの施工にあたっては、「道路土工—カルバート工指針4-1、施工一般、道路土工 2-3道路横断排水」の規定によらなければならない。</p>	2	<p>適用規定 受注者は、カルバートの施工にあたっては、「道路土工—カルバート工指針7-1基本方針」（日本道路協会、平成22年3月）及び「道路土工要綱 2-7排水施設の施工」（日本道路協会、平成21年6月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>項目見出しの追記 適用諸基準の改正</p>
		4	<p>コンクリート構造物非破壊試験 コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）については、以下による。 (1)受注者は、設計図書において非破壊試験の対象工事と明示された場合は、非破壊試験により、配筋状態及びかぶり測定を実施しなければならない。 (2)非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」（以下「要領」という。）に従い行わなければならない。 (3)本試験に関する資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに指示するとともに工事完成時までに監督職員へ提出しなければならない。 (4)要領により難い場合は、監督職員と協議しなければならない。</p>	
1-7-2	<p>請負者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、設計図書によるが記載なき場合、道路土工—カルバート工指針3-2-1材料と許容応力度によらなければならない。</p>	1-9-2	<p>材 料 受注者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、設計図書によるが記載なき場合、「道路土工—カルバート工指針4-4 使用材料、4-5 許容応力度」（日本道路協会、平成22年3月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	
第8節 1-8-1 1	<p>排水構造物工（小型水路工） 一般事項 本節は排水構造物工（小型水路工）として、作業土工、側溝工、管渠工、集水樹・マンホール工、地下排水工、場所打水路工、排水工（小段排水・縦排水）その他これらに類する工種について定める。</p>	第10節 1-10-1 1	<p>排水構造物工（小型水路工） 一般事項 適用工種 本節は排水構造物工（小型水路工）として、作業土工（<u>床掘り、埋戻し</u>）、側溝工、管渠工、集水樹・マンホール工、地下排水工、場所打水路工、排水工（小段排水・縦排水）その他これらに類する工種について定める。</p>	<p>項目見出しの追記 表現の修正</p>

土木工事共通仕様書（第10編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第9節 1-9-1 1	落石雪害防止工 一般事項 本節は、落石雪害防止工として作業土工、落石防止網工、落石防護柵工、防雪柵工、雪崩予防柵工その他これらに類する工種について定める。	第11節 1-11-1 1	落石雪害防止工 一般事項 適用工種 本節は、落石雪害防止工として作業土工、 <u>（床掘り、埋戻し）</u> 、落石防止網工、落石防護柵工、防雪柵工、雪崩予防柵工その他これらに類する工種について定める。	項目見出しの追記 表現の修正
第10節 1-10-1 1	遮音壁工 一般事項 本節は、遮音壁工として作業土工、遮音壁基礎工、遮音壁本体工その他これらに類する工種について定める。	第12節 1-12-1 1	遮音壁工 一般事項 適用工種 本節は、遮音壁工として作業土工、 <u>（床掘り、埋戻し）</u> 、遮音壁基礎工、遮音壁本体工その他これらに類する工種について定める。	項目見出しの追記 表現の修正
1-10-5 1	遮音壁本体工 遮音壁本体の支柱の施工については、支柱間隔について、設計図書によるものとし、ずれ、ねじれ、倒れ、天端の不揃いがないように設置しなければならない。 <u>支柱立込の精度は道路遮音壁設置基準 6 施工によるものとする。</u>	1-12-5 1	遮音壁本体工 遮音壁本体の支柱の施工 遮音壁本体の支柱の施工については、支柱間隔について、設計図書によるものとし、ずれ、ねじれ、倒れ、天端の不揃いがないように設置しなければならない。	項目見出しの追記 表現の修正 支柱立込の精度を削
第2章 第2節	舗装 適用すべき諸基準 請負者 は、設計図書において特に定めのない事項については、 下記 の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 <u>（平成4年12月）</u> 日本道路協会 道路土工-施工指針 <u>（昭和61年11月）</u> 日本道路協会 道路土工-排水工指針 <u>（昭和62年6月）</u> 日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説 <u>（昭和63年6月）</u> 日本道路協会 舗装再生便覧 <u>（平成16年2月）</u> 日本道路協会 舗装試験法便覧 <u>（昭和63年11月）</u>	第2章 第2節	舗装 適用すべき諸基準 受注者 は、設計図書において特に定めのない事項については、 以下 の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 <u>（平成22年4月）</u> 日本道路協会 道路土工要綱 <u>（平成21年6月）</u> 日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説 <u>（平成23年6月）</u> 日本道路協会 舗装再生便覧 <u>（平成22年11月）</u> 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 <u>（平成19年6月）</u>	語句の統一 適用諸基準の改正及び追加

土木工事共通仕様書（第10編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由													
編章節条		編章節条															
	<p><u>日本道路協会 舗装試験法便覧 別冊 (平成8年10月)</u></p> <p>日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (昭和56年4月)</p> <p>日本道路協会 視線標設置基準・同解説 (昭和59年10月)</p> <p>日本道路協会 道路反射鏡設置指針 (昭和55年12月)</p> <p>建設省 防護柵の設置基準の改定について (平成10年11月)</p> <p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成16年3月)</p> <p>日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (昭和62年1月)</p> <p>日本道路協会 視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説 (昭和60年9月)</p> <p>日本道路協会 道路橋鉄筋コンクリート床版防水層設計・施工資料 (昭和62年1月)</p> <p>日本道路協会 アスファルト混合所便覧 (平成8年10月)</p> <p>日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月)</p>		<p>日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成19年10月)</p> <p>日本道路協会 視線標設置基準・同解説 (平成21年9月)</p> <p>日本道路協会 道路反射鏡設置指針 (平成22年4月)</p> <p>国土交通省 防護柵の設置基準の改正について (平成16年3月)</p> <p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成20年1月)</p> <p>日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (平成23年3月)</p> <p>日本道路協会 視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説 (平成21年8月)</p> <p>日本道路協会 道路橋床版防水便覧 (平成24年3月)</p> <p>日本道路協会 アスファルト混合所便覧 (平成19年1月)</p> <p>日本道路協会 舗装施工便覧 (平成24年4月)</p> <p>土木学会 舗装標準示方書 (平成19年3月)</p>														
第3節 2-3-10 6	<p>舗装工 コンクリート舗装工 横収縮目地及び縦目地は、<u>カット目地とし、横収縮目地は30mに1箇所程度打込み目地とする。</u></p>	第4節 2-4-10 6	<p>舗装工 コンクリート舗装工 横収縮目地及び縦目地 <u>横収縮目地はダウエルバーを用いたダミー目地を標準とし、目地間隔は、表2-1を標準とする。</u> <u>縦目地の設置は、2車線幅員で同一横断勾配の場合には、できるだけ2車線を同時舗装し、縦目地位置に径22mm、長さ1mのタイバーを使ったダミー目地を設ける。やむを得ず車線ごとに舗装する場合は、径22mm、長さ1mのネジ付きタイバーを使った突き合わせ目地とする。</u></p>	項目見出しの追記 誤字及び表現の修正													
			<p>表2-1 横収縮目地間隔の標準値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>版の構造</th> <th>版厚</th> <th>間隔</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">鉄網状（非締結鉄線）を備える</td> <td>25mm未満</td> <td>6m</td> </tr> <tr> <td>25mm以上</td> <td>6m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鉄網状（非締結鉄線）を使用</td> <td>25mm未満</td> <td>3m</td> </tr> <tr> <td>25mm以上</td> <td>10m</td> </tr> </tbody> </table>	版の構造	版厚	間隔	鉄網状（非締結鉄線）を備える	25mm未満	6m	25mm以上	6m	鉄網状（非締結鉄線）を使用	25mm未満	3m	25mm以上	10m	
版の構造	版厚	間隔															
鉄網状（非締結鉄線）を備える	25mm未満	6m															
	25mm以上	6m															
鉄網状（非締結鉄線）を使用	25mm未満	3m															
	25mm以上	10m															

土木工事共通仕様書（第10編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第4節 2-4-1 1	排水構造物工（路面排水工） 一般事項 1 本節は、排水構造物工（路面排水工）として、作業土工、側溝工、管渠工、集水樹（街渠樹）・マンホール工、地下排水工、場所打水路工、排水工（小段排水・縦排水）、排水性舗装用路肩排水工その他これらに類する工種について定める。	第5節 2-5-1 1	排水構造物工（路面排水工） 一般事項 1 <u>適用工種</u> 本節は、排水構造物工（路面排水工）として、作業土工（ <u>床掘り、埋戻し</u> ）、側溝工、管渠工、集水樹（街渠樹）・マンホール工、地下排水工、場所打水路工、排水工（小段排水・縦排水）、排水性舗装用路肩排水工その他これらに類する工種について定める。	項目見出しの追記 表現の修正
2-4-3 1	側溝工 1 <u>請負者</u> は、L型側溝またはL〇型側溝、プレキャストU型側溝の設置については、設計図書 <u>または監督職員の指示する</u> 勾配で下流側または、低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一般的な勾配になるように施工しなければならない。	2-5-3 1	側溝工 1 <u>一般事項</u> <u>受注者</u> は、L型側溝またはL〇型側溝、プレキャストU型側溝の設置については、設計図書に <u>示す</u> 勾配で下流側または、低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一般的な勾配になるように施工しなければならない。	項目見出しの追記 表現の修正
第5節 2-5-1 1	縁石工 一般事項 1 本節は、縁石工として作業土工、縁石工その他これらに類する工種について定める。	第6節 2-6-1 1	縁石工 一般事項 1 <u>適用工種</u> 本節は、縁石工として作業土工（ <u>床掘り、埋戻し</u> ）、縁石工その他これらに類する工種について定める。	項目見出しの追記 表現の修正
第6節 2-6-1 1	踏掛版工 一般事項 1 本節は、踏掛版工として作業土工、踏掛版工その他これらに類する工種について定める。	第7節 2-7-1 1	踏掛版工 一般事項 1 <u>適用工種</u> 本節は、踏掛版工として作業土工（ <u>床掘り、埋戻し</u> ）、踏掛版工その他これらに類する工種について定める。	項目見出しの追記 表現の修正
2-6-4 1	踏掛版工 1 床掘り・埋戻しを行う場合は、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。	2-7-4 1	踏掛版工 1 <u>適用規定（1）</u> <u>作業土工（床掘り・埋戻し）</u> を行う場合は、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。	項目見出しの追記 表現の修正

土木工事共通仕様書（第10編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第7節 2-7-1 1	防護柵工 一般事項 1 本節は、防護柵工として路側防護柵工、防止柵工、作業土工、ボックスビーム工、車止めポスト工、防護柵基礎工その他これらに類する工種について定める。	第8節 2-8-1 1	防護柵工 一般事項 1 適用工種 本節は、防護柵工として路側防護柵工、防止柵工、作業土工（ 床掘り、埋戻し ）、ボックスビーム工、車止めポスト工、防護柵基礎工その他これらに類する工種について定める。	項目見出しの追記 表現の修正
2-7-3 2	路側防護柵工 2 請負者 は、防護柵に視線誘導標を取り付ける場合は、視線誘導標設置基準・同解説（ 昭和59年10月社団法人日本道路協会 ）により取付けなければならない。防護柵の規格は、設計図書によるものとする。	2-8-3 2	路側防護柵工 2 適用規定 受注者 は、防護柵に視線誘導標を取り付ける場合は、「視線誘導標設置基準・同解説」（ 日本道路協会、平成21年9月 ）により取付ける。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。防護柵の規格は、設計図書によるものとする。	項目見出しの追記
第8節 2-8-1 3	標識工 一般事項 3 請負者 は、標識工の施工にあたって、 道路標識設置基準・同解説第4章基礎及び施工の規定、道路土工・施工指針の施工の規定、道路付属物の基礎についての規定、第3編2-3-9小型標識工の規定、2-3-3作業土工の規定、2-10-5土留・仮締切工の規定、及び道路標識ハンドブックによるものではない。	第9節 2-9-1 3	標識工 一般事項 3 適用規定 受注者 は、標識工の施工にあたって、「 道路標識設置基準・同解説第4章基礎及び施工 」（ 日本道路協会、平成23年3月 ）の規定、「 道路土工要綱 第5章施工計画 」（ 日本道路協会、平成21年6月 ）の規定、 第3編2-3-6小型標識工、2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）、2-10-5土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」（全国道路標識・標示業協会、2012年度版）による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	項目見出しの追記
2-8-2 2	材 料 2 標識工に使用する錆止めペイントは、JIS K 5621（一般用錆止めペイント）から JIS K 5628（鉛丹ジंकクロメート錆止めペイント2種） に適合するものを用いるものとする。	2-9-2 2	材 料 2 錆止めペイント 標識工に使用する錆止めペイントは、JIS K 5621（一般用錆止めペイント）から JIS K 5674（鉛・クロムフリー錆止めペイント） に適合するものを用いる。	項目見出しの追記 JIS 規格の修正 表現の修正

土木工事共通仕様書（第10編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第10節 2-10-2 3	道路植栽工 材 料 3 <u>読負者</u> は、道路植栽工の施工については、道路緑化技術基準・同解説第4章設計・施工の規定、 <u>道路土工施工指針の施工</u> の規定、本編2-10-3道路植栽工の規定による。	第11節 2-11-2 3	道路植栽工 材 料 3 <u>適用規定</u> <u>受注者</u> は、道路植栽工の施工については、「道路緑化技術基準・同解説第4章設計・施工」（日本道路協会、平成23年6月）の規定、 <u>道路土工要綱</u> （日本道路協会、平成21年6月）の規定及び本編2-11-3道路植栽工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	改正年度等の記載
第11節 2-11-1 3	道路付属施設工 一般事項 3 <u>読負者</u> は、道路付属施設工の施工にあたって、「視線誘導標設置基準・同解説第5章の施工」の規定、「道路照明施設設置基準・同解説第7章設計及び施工」の規定、「道路土工要綱」の規定、「道路反射鏡設置指針第2章設置方法の規定及び第5章施工」の規定、第3編2-3-10道路付属物工の規定、本編2-11-3境界工、 <u>2-11-5ケーブル配管工</u> 及び2-11-6照明工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	第12節 2-12-1 3	道路付属施設工 一般事項 3 <u>適用規定</u> <u>受注者</u> は、道路付属施設工の施工にあたって、「視線誘導標設置基準・同解説第5章の施工」（日本道路協会、平成21年9月）の規定、「道路照明施設設置基準・同解説第7章設計及び施工」（日本道路協会、平成19年10月改訂）の規定、「道路土工要綱」（日本道路協会、平成21年6月）の規定及び「道路反射鏡設置指針第2章設置方法の規定及び第5章施工」（日本道路協会、平成22年4月）の規定、第3編2-3-10道路付属物工の規定、本編 <u>2-5-3側溝工</u> 、 <u>2-5-5集水柵（街渠柵）・マンホール工</u> 、2-12-3境界工及び2-12-6照明工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	項目見出しの追記 改正年度等の記載 2-5-3側溝工、 2-5-5集水柵（街渠柵）・マンホール工の追記

土木工事共通仕様書（第10編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第3章 第1節 5	<p>橋梁下部 適用</p> <p>コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）については、<u>次</u>によるものとする。</p> <p>（2）非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(案)（以下、「要領(案)」という。）」に従い<u>行うものとし、試験結果の判定は要領(案)中の「非破壊試験による測定結果の判定手順」によるものとする。</u></p> <p>（3）本試験に関する資料を<u>整備・保管し</u>、監督職員の請求があった場合は、<u>遅滞なく</u>提示するとともに<u>検査時に</u>提出しなければならない。</p> <p>（4）要領(案)により難しい場合は、<u>監督職員と協議するものとする。</u></p>	第3章 第1節 4	<p>橋梁下部 適用</p> <p><u>コンクリート構造物非破壊試験</u> コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）については、<u>以下</u>によるものとする。</p> <p>（2）非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(案)（以下、「要領(案)」という。）」に従い<u>行わなければならない。</u></p> <p>（3）本試験に関する資料を<u>整備及び</u>保管し、監督職員の請求があった場合は、<u>速やかに</u>提示するとともに<u>工事完成時までに監督職員へ</u>提出しなければならない。</p> <p>（4）要領(案)により難しい場合は、<u>監督職員と協議しなければならない。</u></p> <p>5 <u>強度測定</u> <u>コンクリート構造物微破壊・非破壊試験（強度測定）</u>については、<u>以下</u>による</p> <p>（1）受注者は、<u>設計図書において微破壊・非破壊試験の対象工事と明示された場合は、微破壊または非破壊試験により、コンクリートの強度測定を実施しなければならない。</u></p> <p>（2）<u>微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領(案)（以下、「要領(案)」という。）」に従い行わなければならない。</u></p> <p>（3）<u>受注者は、本試験に関する資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時までに監督職員へ提出しなければならない。</u></p> <p>（4）<u>要領(案)により難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。</u></p>	<p>項目見出しの追記</p> <p>語句の修正</p> <p>語尾の修正</p> <p>語句の修正 表現の修正 語尾の修正</p> <p>強度測定の追記 (国に準拠)</p>

土木工事共通仕様書（第10編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第2節	<p>適用すべき諸基準</p> <p><u>請負者</u>は、設計図書において特に定めのない事項については、<u>下記</u>の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (昭和60年2月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成17年12月)</p> <p>日本道路協会 道路橋補修便覧 (昭和54年2月)</p> <p>日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 (平成9年12月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－<u>施工指針</u> (昭和61年11月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 (平成11年3月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－<u>施工指針</u> (平成11年3月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－<u>仮設構造物工指針</u> (平成11年3月)</p>	第2節	<p>適用すべき諸基準</p> <p><u>受注者</u>は、設計図書において特に定めのない事項については、<u>以下</u>の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (平成22年4月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成24年12月)</p> <p>日本道路協会 道路橋補修便覧 (平成元年8月)</p> <p>日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 (平成10年2月)</p> <p>日本道路協会 <u>道路土工要綱</u> (平成21年6月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 (平成22年3月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－<u>擁壁工指針</u> (平成24年7月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－<u>仮設構造物工指針</u> (平成25年11月)</p>	<p>語句の修正</p> <p>適用諸基準の改正</p>
第3節 3-3-1	<p>工場製作工 一般事項</p> <p>3 <u>請負者は、JIS B 7512（鋼製巻尺）の1級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得るものとする。</u></p> <p>4 <u>請負者は、現場と工場の鋼製巻尺の使用にあたって、温度補正を行わなければならない。</u></p> <p>6 <u>請負者は、欠陥部の補修を行わなければならない。</u></p> <p>7 <u>請負者は、鋳鉄品及び鋳鋼品の使用にあたって、設計図書に示す形状寸法のもので、応力上問題のあるキズまたはひずみがないものを使用しなければならない。</u></p> <p>8 <u>請負者は、工場製作工の施工については、道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋編）17章施工の規定によらなければならない。</u></p>	第3節 3-3-1	<p>工場製作工 一般事項</p> <p>4 <u>材料使用時の注意（1）</u> <u>受注者は、鋳鉄品及び鋳鋼品の使用にあたって、設計図書に示す形状寸法のもので、応力上問題のあるキズ及び著しいひずみ並びに内部欠陥がないものを使用しなければならない。</u></p> <p>5 <u>材料使用時の注意（2）</u> <u>主要部材とは主構造と床組、二次部材とは主要部材以外の二次的な機能を持つ部材をいうものとする。</u></p>	<p>3、4、6、8の削除</p> <p>項目見出しの追記 表現の修正</p> <p>材料使用時の注意（2）の追記</p>

土木工事共通仕様書（第10編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第4節 3-4-1	橋台工 一般事項 本節は、橋台工として、作業土工、既製杭工、場所打杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、橋台躯体工、地下水位低下工、その他これらに類する工種について定める。	第4節 3-4-1	<u>工場製品輸送工</u> <u>一般事項</u> 本節は、 <u>工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。</u>	工場製品輸送工の追記（国に準拠）
		3-4-2	<u>輸送工</u> <u>輸送工の施工については、第3編2-8-2輸送工の規定による。</u>	
第5節 3-5-1	RC橋脚工 一般事項 本節は、RC橋脚工として、作業土工、既製杭工、場所打杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、鋼管矢板基礎工、橋脚躯体工、地下水位低下工その他これらに類する工種について定める。	第5節 3-5-1	<u>軽量盛土工</u> <u>一般事項</u> 本節は、 <u>軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。</u>	軽量盛土工の追記（国に準拠）
		3-5-2	<u>軽量盛土工</u> <u>軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。</u>	
第6節 3-6-1	橋台工 一般事項 本節は、橋台工として、作業土工、 <u>（床掘り、埋戻し）</u> 、既製杭工、場所打杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、橋台躯体工、地下水位低下工、その他これらに類する工種について定める。	第6節 3-6-1	橋台工 一般事項 本節は、橋台工として、作業土工、 <u>（床掘り、埋戻し）</u> 、既製杭工、場所打杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、橋台躯体工、地下水位低下工、その他これらに類する工種について定める。	表現の修正
		第7節 3-7-1	RC橋脚工 一般事項 本節は、RC橋脚工として、作業土工、 <u>（床掘り、埋戻し）</u> 、既製杭工、場所打杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、鋼管矢板基礎工、橋脚躯体工、地下水位低下工その他これらに類する工種について定める。	

土木工事共通仕様書（第10編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第6節 3-6-1	鋼製橋脚工 一般事項 1 本節は、鋼製橋脚工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、鋼管矢板基礎工、橋脚フーチング工、橋脚架設工、現場継手工、現場塗装工、地下水位低下工その他これらに類する工種について定める。	第8節 3-8-1	鋼製橋脚工 一般事項 1 <u>適用工種</u> 本節は、鋼製橋脚工として作業土工（ <u>床掘り、埋戻し</u> ）、既製杭工、場所打杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、鋼管矢板基礎工、橋脚フーチング工、橋脚架設工、現場継手工、現場塗装工、地下水位低下工その他これらに類する工種について定める。	項目見出しの追記 表現の修正
3-6-9	橋脚フーチング工 5 <u>請負者</u> は、アンカーフレーム注入モルタルの施工については、アンカーフレーム内の防錆用として、中詰グラウト材を充填しなければならない。中詰めグラウト材は、プレミックスタイプの膨張モルタル材を使用するものとし、品質は、設計図書に <u>よるものとする。</u>	3-8-9	橋脚フーチング工 5 <u>アンカーフレーム注入モルタルの施工</u> <u>受注者</u> は、アンカーフレーム注入モルタルの施工については、アンカーフレーム内の防錆用として、中詰グラウト材を充填しなければならない。中詰めグラウト材は、プレミックスタイプの膨張モルタル材を使用するものとし、品質は、設計図書に <u>よらなければならない。</u>	項目見出しの追記 語尾の修正
3-6-10	橋脚架設工 1 <u>請負者</u> は、橋脚架設工の施工については、第3編2-13-3架設工（クレーン架設）、「道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋編）第17章施工」（ <u>日本道路協会、平成14年3月</u> ）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	3-8-10	橋脚架設工 1 <u>適用規定</u> <u>受注者</u> は、橋脚架設工の施工については、第3編2-13-3架設工（クレーン架設）、「道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋編）第17章施工」（ <u>日本道路協会、平成24年3月</u> ）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	項目見出しの追記 改正年度の更新
3-6-11	現場継手工 2 <u>請負者</u> は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋編）17章施工」（ <u>日本道路協会、平成14年3月</u> ）、「鋼道路橋施工便覧Ⅳ架設編第2章架設工事」（日本道路協会、 <u>昭和60年2月</u> ）の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	3-8-11	現場継手工 2 <u>適用規定（2）</u> <u>受注者</u> は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋編）17章施工」（ <u>日本道路協会、平成24年3月</u> ）、「鋼道路橋施工便覧Ⅳ架設編第2章架設工事」（日本道路協会、 <u>平成22年4月</u> ）の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	項目見出しの追記 改正年度の更新
第7節 3-7-1	護岸基礎工 護岸基礎工 1 本節は、護岸基礎工として作業土工、基礎工、矢板工、土台基礎工その他これらに類する工種について定める。	第9節 3-9-1	護岸基礎工 護岸基礎工 1 <u>適用工種</u> 本節は、護岸基礎工として作業土工（ <u>床掘り、埋戻し</u> ）、基礎工、矢板工、土台基礎工その他これらに類する工種について定める。	項目見出しの追記 表現の修正

土木工事共通仕様書（第10編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第8節 3-8-1 1	矢板護岸工 矢板護岸工 本節は、矢板護岸工として作業土工、笠コンクリート工、矢板工その他これらに類する工種について定める。	第10節 3-10-1 1	矢板護岸工 矢板護岸工 適用工種 本節は、矢板護岸工として作業土工（ <u>床掘り、埋戻し</u> ）、笠コンクリート工、矢板工その他これらに類する工種について定める。	項目見出しの追記 表現の修正
第10節 3-10-1 1	擁壁護岸工 擁壁護岸工 本節は、擁壁護岸工として作業土工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工その他これらに類する工種について定める。	第12節 3-12-1 1	擁壁護岸工 擁壁護岸工 適用工種 本節は、擁壁護岸工として作業土工（ <u>床掘り、埋戻し</u> ）、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工その他これらに類する工種について定める。	項目見出しの追記 表現の修正
第4章 第2節	鋼橋上部 適用すべき諸基準 請負者 は、設計図書において特に定めのない事項については、 下記 の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編II 鋼橋編） <u>（平成14年3月）</u> 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（V 耐震設計編） <u>（平成14年3月）</u> 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 <u>（昭和60年2月）</u> 日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 <u>（平成17年12月）</u> 日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 <u>（昭和56年4月）</u> 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 <u>（平成16年3月）</u> 日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説 <u>（昭和54年1月）</u> 日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集 <u>（平成3年7月）</u> 日本道路協会 道路床版防水便覧 <u>（平成19年3月）</u> 日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計指針 <u>（平成14年3月）</u>	第4章 第2節	鋼橋上部 適用すべき諸基準 受注者 は、設計図書において特に定めのない事項については、 以下 の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編II 鋼橋編） <u>（平成24年3月）</u> 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（V 耐震設計編） <u>（平成24年3月）</u> 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 <u>（平成22年4月）</u> 日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 <u>（平成24年2月）</u> 日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 <u>（平成19年10月）</u> 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 <u>（平成20年1月）</u> 日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説 <u>（平成18年11月）</u> 日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集 <u>（平成17年3月）</u> 日本道路協会 道路床版防水便覧 <u>（平成24年3月）</u> 日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計指針 <u>（平成14年5月）</u>	表記の統一 適用諸基準の改正
第3節 4-3-1	工場製作工 一般事項	第3節 4-3-1 3	工場製作工 一般事項 名簿の整備 受注者は、溶接作業に従事する溶接工の名簿を整備し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	名簿の整備の追記 （国に準拠）

土木工事共通仕様書（第10編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
3	請負者は、鋳鉄品及び鋳鋼品の使用にあたって、設計図書に示す形状寸法のもので、 <u>有害な</u> キズまたは著しいひずみ及び内部欠陥がないものを使用しなければならない。	4	<u>使用材料のキズ、ひずみ等</u> 受注者は、鋳鉄品及び鋳鋼品の使用にあたって、設計図書に示す形状寸法のもので、 <u>応力上問題のある</u> キズまたは著しいひずみ及び内部欠陥がないものを使用しなければならない。	項目見出しの追記 表現の修正
第8節 4-8-1	歩道橋本体工 一般事項 本節は、歩道橋本体工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、橋脚フーチング工、歩道橋（側道橋）架設工、現場塗装工その他これらに類する工種について定める。	第9節 4-9-1	歩道橋本体工 一般事項 本節は、歩道橋本体工として作業土工（ <u>床掘り、埋戻し</u> ）、既製杭工、場所打杭工、橋脚フーチング工、歩道橋（側道橋）架設工、現場塗装工その他これらに類する工種について定める。	表現の修正
第5章 第1節	コンクリート橋上部 適用	第5章 第1節	コンクリート橋上部 適用	
5	コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）については、 <u>次</u> によるものとする。 （2）非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(案)（以下、「要領(案)」という。）」に従うものとし、 <u>試験結果の判定は要領(案)中の「非破壊試験による測定結果の判定手順」によるものとする。</u> （3）本試験に関する資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、 <u>遅滞なく</u> 提示するとともに <u>検査時に</u> 提出しなければならない。 （4）要領(案)により難しい場合は、監督職員と協議 <u>するものとする。</u>	4	<u>コンクリート構造物非破壊試験</u> コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）については、 <u>以下</u> による。 （2）非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(案)（以下、「要領(案)」という。）」に従う <u>なければならない。</u> （3）本試験に関する資料を整備 <u>及び</u> 保管し、監督職員の請求があった場合は、 <u>速やかに</u> 提示するとともに <u>工事完成時まで</u> に監督職員へ提出しなければならない。 （4）要領(案)により難しい場合は、監督職員と協議 <u>しなければならない。</u>	項目見出しの追記 表記の統一 語尾の修正
		5	<u>強度測定</u> <u>コンクリート構造物微破壊・非破壊試験（強度測定）については、以下によるものとする。</u> <u>（1）受注者は、設計図書において微破壊・非破壊試験の対象工事と明示された場合は、微破壊または非破壊試験により、コンクリートの強度測定を実施しなければならない。</u> <u>（2）微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領(案)（以下、「要領(案)」という。）」に従うなければならない。</u>	強度測定の追記 （国に準拠）

土木工事共通仕様書（第10編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第2節	<p>適用すべき諸基準 読負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編Ⅲコンクリート橋編） （平成14年3月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編） （平成14年3月） 日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧（平成6年2月） 日本道路協会 コンクリート道路橋施工便覧（平成10年1月） 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（平成16年3月） 日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説（昭和56年4月） 建設省土木研究所 プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリート道路橋設計・施工指針（案） （平成7年12月）</p>	第2節	<p>適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編Ⅲコンクリート橋編） （平成24年3月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編） （平成24年3月） 日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧（平成19年9月） 日本道路協会 コンクリート道路橋施工便覧（平成25年5月） 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（平成20年1月） 日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説（平成19年10月） 建設省土木研究所 プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリート道路橋設計・施工指針（案） （平成7年12月）</p>	<p>表記の統一 適用諸基準の改正</p>
第4節 5-4-4	<p>PC橋工 プレキャストセグメント製作工（購入工） プレキャストブロック購入については、第3編2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）の規定による。</p>	第4節 5-4-1	<p>工場製品輸送工 一般事項 本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。</p>	工場製品輸送工の追記（国に準拠）
		5-4-2	<p>輸送工 輸送工の施工については、第3編2-8-2輸送工の規定による。</p>	
第4節 5-4-4	<p>PC橋工 プレキャストセグメント製作工（購入工） プレキャストセグメント製作工（購入工）については、第3編2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）の規定による。</p>	第5節 5-5-4	<p>PC橋工 プレキャストセグメント製作工（購入工） プレキャストセグメント製作工（購入工）については、第3編2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）の規定による。</p>	表現の修正

土木工事共通仕様書（第10編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
5-4-6	<p>支承工 請負者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章 支承部の施工」による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	5-5-6	<p>支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章 支承部の施工」（<u>日本道路協会 平成16年4月</u>）による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	適用諸基準の改正
第5節 5-5-1	<p>プレビーム桁橋工 一般事項 4 請負者は、コンクリート橋の製作工について施工計画書へ次の事項を記載しなければならない。</p>	第6節 5-6-1	<p>プレビーム桁橋工 一般事項 4 <u>施工計画書</u> 受注者は、コンクリート橋の製作工について施工計画書へ以下の事項を記載しなければならない。</p>	項目見出しの追記 表記の統一
5-5-1 2	<p>プレビーム桁製作工（現場） （2）リリース時のコンクリートの材令は、5日以上とする。ただし、蒸気養生等特別な養生を行う場合は、請負者は、その養生方法を施工計画書に記載の上、最低3日以上確保しなければならない。</p>	5-6-2	<p>プレビーム桁製作工（現場） 2 <u>リリース（応力解放）の施工</u> （2）リリース時のコンクリートの材令は、5日以上とする。ただし、蒸気養生等特別な養生を行う場合は、受注者は、その養生方法を施工計画書に記載の上、最低3日以上確保しなければならない。</p>	項目見出しの追記 誤字の修正
5-5-3	<p>支承工 請負者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章 支承部の施工」（<u>日本道路協会</u>）による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	5-6-3	<p>支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章 支承部の施工」（<u>日本道路協会 平成16年4月</u>）による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	適用諸基準の改正
5-5-8 2	<p>床版・横桁工 2 請負者は、床版および横桁のコンクリートの施工については、主桁の横倒れ座屈に注意し施工しなければならない。</p>	5-6-3 2	<p>床版・横桁工 2 <u>床版及び横桁のコンクリートの施工</u> 受注者は、床版及び横桁のコンクリートの施工については、主桁の横倒れ座屈に注意し施工しなければならない。</p>	項目見出しの追記 表記の統一
第6節 5-6-3	<p>PCホロースラブ橋工 支承工 請負者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章 支承部の施工」（<u>日本道路協会</u>）による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	第7節 5-7-3	<p>PCホロースラブ橋工 支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章 支承部の施工」（<u>日本道路協会 平成16年4月</u>）による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	適用諸基準の改正

土木工事共通仕様書（第10編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第7節 5-7-1 4	RCホロースラブ橋工 一般事項 <u>請負者</u> は、コンクリート橋の製作工について施工計画書へ <u>次</u> の事項を記載しなければならない。	第8節 5-8-1 4	RCホロースラブ橋工 一般事項 <u>施工計画書</u> <u>受注者</u> は、コンクリート橋の製作工について施工計画書へ <u>以下</u> の事項を記載しなければならない。	項目見出しの追記 表記の統一
5-7-3	支承工 <u>請負者</u> は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章 支承部の施工」（ <u>日本道路協会</u> ）による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	5-8-3	支承工 <u>受注者</u> は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章 支承部の施工」（ <u>日本道路協会 平成16年4月</u> ）による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
第8節 2	PC版桁橋工 <u>請負者</u> は、コンクリート橋の製作工について施工計画書へ <u>次</u> の事項を記載しなければならない。	第9節 2	PC版桁橋工 <u>施工計画書</u> <u>受注者</u> は、コンクリート橋の製作工について施工計画書へ <u>以下</u> の事項を記載しなければならない。	項目見出しの追記 表記の統一
第9節 4	PC箱桁橋工 <u>請負者</u> は、コンクリート橋の製作工について施工計画書へ <u>次</u> の事項を記載しなければならない。	第10節 4	PC箱桁橋工 <u>施工計画書</u> <u>受注者</u> は、コンクリート橋の製作工について施工計画書へ <u>以下</u> の事項を記載しなければならない。	
5-9-3	支承工 <u>請負者</u> は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章 支承部の施工」（日本道路協会）による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	5-10-3	支承工 <u>受注者</u> は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章 支承部の施工」（ <u>日本道路協会 平成16年4月</u> ）による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	適用諸基準の改正
第10節 4	PC片持箱桁橋工 <u>請負者</u> は、コンクリート橋の製作工について施工計画書へ <u>次</u> の事項を記載しなければならない。	第11節 4	PC片持箱桁橋工 <u>施工計画書</u> <u>受注者</u> は、コンクリート橋の製作工について施工計画書へ <u>以下</u> の事項を記載しなければならない。	項目見出しの追記 表記の統一
5-10-3	支承工 <u>請負者</u> は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章 支承部の施工」（ <u>日本道路協会</u> ）による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	5-11-3	支承工 <u>受注者</u> は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章 支承部の施工」（ <u>日本道路協会 平成16年4月</u> ）による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	

土木工事共通仕様書（第10編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第11節 4	PC押出し箱桁橋工 請負者は、コンクリート橋の製作工について施工計画書へ次の事項を記載しなければならない。	第12節 4	PC押出し箱桁橋工 施工計画書 受注者は、コンクリート橋の製作工について施工計画書へ以下の事項を記載しなければならない。	項目見出しの追記 表記の統一
第6章 第2節	トンネル（NATM） 適用すべき諸基準 請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 日本道路協会 道路トンネル技術基準（構造編）・同解説 <u>（平成15年11月）</u> 日本道路協会 道路トンネル非常用施設設置基準・同解説 <u>（平成13年10月）</u> 日本道路協会 道路トンネル観察・計測指針 <u>（平成5年11月）</u> 日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 <u>（平成11年3月）</u> 日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 <u>（平成11年3月）</u> 日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 <u>（平成11年3月）</u> 建設業労働災害防止協会 <u>ずい道工事</u> における換気技術指針（設計及び保守管理） <u>（平成17年6月）</u> 労働省 <u>ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン</u> <u>（平成12年12月）</u>	第6章 第2節	トンネル（NATM） 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 日本道路協会 道路トンネル技術基準（構造編）・同解説 <u>（平成22年9月）</u> 日本道路協会 道路トンネル非常用施設設置基準・同解説 <u>（平成24年4月）</u> 日本道路協会 道路トンネル観察・計測指針 <u>（平成21年2月）</u> 日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 <u>（平成24年7月）</u> 日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 <u>（平成22年3月）</u> 日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 <u>（平成25年11月）</u> 建設業労働災害防止協会 <u>ずい道等建設工事</u> における換気技術指針（ <u>換気技術の設計及び粉じん等の測定</u> ） <u>（平成17年6月）</u> 厚生労働省 <u>ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン</u> <u>（平成20年3月）</u>	
第3節 6-3-2 7	トンネル掘削工 掘削工 請負者は、設計図書における岩区分（支保パターン含む）の境界を確認し、監督職員の確認を受けなければならない。また、請負者は、設計図書に示された岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、 <u>監督職員に通知するものとする。なお、確認のための資料を整備、保管し、監督職員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</u>	第3節 6-3-2 7	トンネル掘削工 掘削工 <u>岩区分の境界確認</u> 受注者は、設計図書における岩区分（支保パターン含む）の境界を確認し、監督職員の確認を受けなければならない。また、受注者は、設計図書に示された岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、 <u>監督職員と協議する。</u>	項目見出しの追記 表現の修正

土木工事共通仕様書（第10編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第4節 6-4-5	支保工 鋼製支保工 1 <u>請負者</u> は、鋼製支保工を使用する場合は、 <u>あらかじめ</u> 加工図を作成して設計図書との確認をしなければならない。なお、曲げ加工は、冷間加工により正確に行うものとし、他の方法による場合には監督職員の承諾を得るものとする。また、溶接、穴あけ等にあたっては素材の材質を害さないようにする <u>ものとする</u> 。	第4節 6-4-5	支保工 鋼製支保工 1 <u>鋼製支保工使用時の確認</u> <u>受注者</u> は、鋼製支保工を使用する場合は <u>施工前に</u> 加工図を作成して設計図書との確認をしなければならない。なお、曲げ加工は、冷間加工により正確に行うものとし、他の方法による場合には監督職員の承諾を得る。また、溶接、穴あけ等にあたっては素材の材質を害さないようにする。	項目見出しの追記 表現の修正
	2 <u>請負者</u> は、鋼製支保工を <u>地山または吹付けコンクリートに密着させ巻厚が確保できるように建て込み</u> なければならない。		2 <u>地山の安定</u> <u>受注者</u> は、鋼製支保工を <u>余吹吹付けコンクリート 施工後速やかに所定の位置に建て込み、一体化させ、地山を安定させ</u> なければならない。	項目見出しの追記 表現の修正
第6節 6-6-2	インバート工 材料 インバートコンクリートに使用するコンクリートの規格は、設計図書に <u>よるものとする</u> 。	第4節 6-6-2	インバート工 材料 インバートコンクリート <u>工</u> に使用するコンクリートの規格は、設計図書に <u>よる</u> 。	表現の統一
6-6-3	インバート掘削工 1 <u>請負者</u> は、インバートの施工にあたり設計図書に示す掘削線を越えて掘りすぎないように注意し、掘りすぎた場合には、インバートと同質のコンクリートで <u>充てん</u> しなければならない。	6-6-3	インバート掘削工 1 <u>インバートの施工</u> <u>受注者</u> は、インバートの施工にあたり設計図書に示す掘削線を越えて掘りすぎないように注意し、掘りすぎた場合には、インバートと同質のコンクリートで <u>充填</u> しなければならない。	項目見出しの追記 語句の統一
6-6-4	インバート本体工 2 <u>請負者</u> は、コンクリート仕上げ面の傾斜が急で、打設したコンクリートが移動するおそれのある場合のコンクリートの打設にあたっては、型枠を使用して行わなければならない。また、側壁コンクリートの打設後、インバートを施工する場合には、打継目にコンクリートが十分 <u>充てん</u> されるよう施工するものとする。	6-6-4	インバート本体工 2 <u>型枠の使用</u> <u>受注者</u> は、コンクリート仕上げ面の傾斜が急で、打設したコンクリートが移動するおそれのある場合のコンクリートの打設にあたっては、型枠を使用して行わなければならない。また、側壁コンクリートの打設後、インバートを施工する場合には、打継目にコンクリートが十分 <u>充填</u> されるよう施工するものとする。	項目見出しの追記 語句の統一

土木工事共通仕様書（第10編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第7節 6-7-2	坑内付帯工 材 料 地下排水工に使用する配水管は、JIS A 5303（遠心力鉄筋コンクリート管）及びJIS K 6748（高密度ポリエチレン管）に規定する管に孔をあけたものとする。また、フィルター材は、透水性のよい単粒度砕石を使用するものとする。	第7節 6-7-2	坑内付帯工 材 料 地下排水工に使用する排水管は、JIS A 5372（プレキャスト鉄筋コンクリート製品）及びJIS K 6922-1（プラスチックポリエチレン（PE）成形用及び押出用材料-第1部：呼び方のシステム及び仕様表記の基礎）に規定する管に孔をあけたものとする。また、フィルター材は、透水性のよい単粒度砕石を使用するものとする。	JIS規格の変更
第8節 6-8-1	坑門工 一般事項 本節は、坑門工として坑口付工、作業土工、坑門本体工、明り巻工、銘板工その他これらに類する工種について定める。 銘板工	第8節 6-8-1	坑門工 一般事項 本節は、坑門工として坑口付工、作業土工（床掘り、埋戻し）、坑門本体工、明り巻工、銘板工その他これらに類する工種について定める。	表現の修正
6-8-6 2	請負者は、標示板の材質はJIS H 2202（鋳物用黄銅合金地金）とし、両坑口に図6-2を標準として取付けしなければならない。	6-8-6 2	銘板工 標示板の材質 受注者は、標示板の材質はJIS H 2202（鋳物用黄銅合金地金）とし、両坑口に図6-2を標準として取付けなければならない。	項目見出しの追記
第8章 第2節	コンクリートシェッド 適用すべき諸基準 請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅲコンクリート橋編）（平成14年3月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅳ下部構造編）（平成14年3月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成14年3月） 日本道路協会 道路土工-施工指針（昭和61年11月） 日本道路協会 道路土工-排水工指針（昭和62年6月） 日本道路協会 道路土工-カルバート工指針（平成11年3月） 日本道路協会 道路土工-仮設構造物工指針（平成11年3月） 土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針（平成3年4月）	第7章 第2節	コンクリートシェッド 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅲコンクリート橋編）（平成24年3月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅳ下部構造編）（平成24年3月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成24年3月） 日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月） 日本道路協会 道路土工-カルバート工指針（平成22年3月） 日本道路協会 道路土工-仮設構造物工指針（平成25年11月） 土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針（平成3年3月）	表記の統一 適用諸基準の改正及び追加

土木工事共通仕様書（第10編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	<p>日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧 <u>(平成6年2月)</u> 土木学会 コンクリート標準示方書（設計編） <u>(平成14年3月)</u> 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編） <u>(平成14年3月)</u></p>		<p>日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧 <u>(平成19年9月)</u> 土木学会 コンクリート標準示方書（設計編） <u>(平成25年3月)</u> 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編） <u>(平成25年3月)</u></p>	
第3節 8-3-1	<p>プレキャストシェッド下部工 一般事項 本節は、プレキャストシェッド下部工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、深礎工、受台工、アンカー工その他これらに類する工種について定める。</p>	第3節 7-3-1	<p>プレキャストシェッド下部工 一般事項 本節は、プレキャストシェッド下部工として作業土工<u>(床掘り、埋戻し)</u>、既製杭工、場所打杭工、深礎工、受台工、アンカー工その他これらに類する工種について定める。</p>	表現の修正
8-3-6 3	<p>受台工 <u>請負者</u>は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得<u>るものとする</u>。</p>	7-3-6 3	<p>受台工 <u>防錆処置</u> <u>受注者</u>は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得<u>なければならない</u>。</p>	項目見出しの追記 語尾の修正
第4節 8-4-3 2	<p>プレキャストシェッド上部工 架設工 <u>請負者</u>は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章支承部の施工」の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	第4節 7-4-3 2	<p>プレキャストシェッド上部工 架設工 <u>適用規定（2）</u> <u>受注者</u>は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章支承部の施工」（<u>日本道路協会 平成16年4月</u>）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	項目見出しの追記 適用諸基準の改正
8-4-6 1	<p>横締め工 PC緊張の施工については、<u>下記</u>の規定による。 プレストレッシングに先立ち、<u>次</u>の調整及び試験を行うものとする。</p>	7-4-6 1	<p>横締め工 PC緊張の施工については、<u>以下</u>の規定による。 <u>調整及び試験</u> プレストレッシングに先立ち、<u>以下</u>の調整及び試験を行うものとする。</p>	表記の統一 項目見出しの追記 表記の統一
5	<p>プレストレッシングの施工については、順序、緊張力、PC鋼材の拔出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備・保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。</p>	5	<p><u>プレストレッシングの施工</u> プレストレッシングの施工については、順序、緊張力、PC鋼材の拔出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備<u>及び</u>保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。</p>	項目見出しの追記 表記の統一

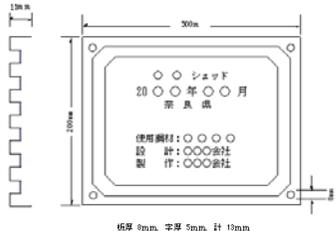
土木工事共通仕様書（第10編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
6	プレストレッシング終了後、P C鋼材の端部をガス切断する場合には、定着部に加熱による有害な影響を与えないように <u>するものとする。</u>	6	<u>端部切断時の注意</u> プレストレッシング終了後、P C鋼材の端部をガス切断する場合には、定着部に加熱による有害な影響を与えないように <u>しなければならない。</u>	項目見出しの追記 語尾の修正
8	P C鋼材を順次引張る場合には、コンクリートの弾性変形を考慮して、引張り順序及び各々のP C鋼材の引張力を定め <u>るものとする。</u>	8	<u>P C鋼材を順次引張る場合</u> P C鋼材を順次引張る場合には、コンクリートの弾性変形を考慮して、引張り順序及び各々のP C鋼材の引張力を定め <u>なければならない。</u>	項目見出しの追記 語尾の修正
第5節 8-5-1	RCシェッド工 一般事項 本節は、RCシェッド工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、深礎工、躯体工、アンカー工その他これらに類する工種について定める。	第5節 7-5-1	RCシェッド工 銘板工 一般事項 本節は、RCシェッド工として作業土工、 <u>(床掘り、埋戻し)</u> 、既製杭工、場所打杭工、深礎工、躯体工、アンカー工その他これらに類する工種について定める。	表現の修正
第6節 8-6-5 1	シェッド付属物工 銘板工 <u>請負者は、銘板を設計図書に示された位置及び仕様により設置しなければならない。</u>	第6節 7-6-5 1	シェッド付属物工 銘板工 <u>銘板の施工</u> <u>受注者は、銘板の施工にあたって、大きさ、取付け場所、並びに諸元や技術者等の氏名等の記載事項について、設計図書に基づき施工しなければならない。ただし、設計図書に明示のない場合は、設計図書に関して監督職員に協議しなければならない。また、記載する技術者等の氏名について、これにより難しい場合は監督職員と協議しなければならない。</u>	
第9章 第2節	鋼製シェッド 適用すべき諸基準 <u>請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</u> 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I共通編 IIIコンクリート橋編） <u>(平成14年3月)</u> 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I共通編 IV下部構造編） <u>(平成14年3月)</u>	第8章 第2節	鋼製シェッド 適用すべき諸基準 <u>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</u> 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I共通編 IIIコンクリート橋編） <u>(平成24年3月)</u> 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I共通編 IV下部構造編） <u>(平成24年3月)</u>	表記の統一 適用諸基準の改正及び追加

土木工事共通仕様書（第10編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	<p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（V耐震設計編） （平成14年3月）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 （昭和60年2月）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋設計便覧 （昭和55年9月）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 （平成17年12月）</p> <p>日本道路協会 立会横断施設技術基準・同解説（昭和54年1月）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集 （平成3年7月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－施工指針 （昭和61年11月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 （平成11年3月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－排水工指針 （昭和62年6月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 （平成11年3月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 （平成11年3月）</p>		<p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（V耐震設計編） （平成24年3月）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 （平成22年4月）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋設計便覧 （昭和55年8月）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 （平成24年2月）</p> <p>日本道路協会 立会横断施設技術基準・同解説（平成18年11月）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集 （平成17年3月）</p> <p>日本道路協会 道路土工要綱 （平成21年6月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 （平成24年7月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 （平成22年3月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 （平成25年11月）</p> <p>日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧 （平成24年4月）</p>	
		第4節	<u>工場製品輸送工</u>	工場製品輸送工の追記（国に準拠）
		8-4-1	<u>一般事項</u> 本節は、 <u>工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。</u>	
		8-4-2	<u>輸送工</u> <u>輸送工の施工については、第3編2-8-2輸送工の規定による。</u>	輸送工の追記（国に準拠）
第5節	鋼製シェッド下部工	第5節	鋼製シェッド下部工	表現の修正
9-5-1	一般事項 本節は、鋼製シェッド下部工として、作業土工、既製杭工、場所打杭工、深礎工、受台工その他これらに類する工種について定める。	8-5-1	一般事項 本節は、鋼製シェッド下部工として、作業土工（ <u>床掘り、埋戻し</u> ）、既製杭工、場所打杭工、深礎工、受台工その他これらに類する工種について定める。	
9-5-6	屋根コンクリート工	8-6-6	屋根コンクリート工	項目見出しの追記 表記の統一
1	<u>請負者</u> は、溶接金網の施工にあたっては、 <u>下記</u> に留意するものとする。 （1）コンクリートの締固め時に、金網をたわませたり移動させたりしてはならない。 （2）金網は重ね継手とし、20cm以上重ね合わせ <u>せるものとする。</u>	1	<u>溶接金網の施工</u> <u>受注者</u> は、溶接金網の施工にあたっては、 <u>以下</u> に留意するものとする。 （1）コンクリートの締固め時に、金網をたわませたり移動させたりしてはならない。 （2）金網は重ね継手とし、20cm以上重ね合わせ <u>なければならない。</u>	
				語尾の修正

土木工事共通仕様書（第10編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第6節 9-6-5	<p>シェッド付属物工 銘板工</p> <p>1 請負者は、銘板の作成については、材質はJIS H 2202（鋳物用銅合金地金）による鋳鉄を使用し、寸法及び記載事項は、図9-1によらなければならない。</p>  <p>2 請負者は、銘板の取付位置については、監督職員の指示によらなければならない。</p>	<p>第7節 8-7-5</p> <p>シェッド付属物工 銘板工</p> <p>1 標示板の施工（追加） 受注者は、銘板の施工にあたって、大きさ、取付け場所、並びに諸元や技術者等の氏名等の記載事項について、設計図書に基づき施工しなければならない。ただし、設計図書に明示のない場合は、設計図書に関して監督職員に協議しなければならない。また、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>2 銘板の材質 銘板の材質は、JIS H 2202（鋳物用銅合金地金）とする。</p> <p>3 銘板 受注者は、銘板に記載する幅員、高さは建築限界としなければならない。</p>	<p>標示板の施工の追記</p> <p>項目見出しの追記</p> <p>削除</p> <p>銘板の追記</p>	

土木工事共通仕様書（第10編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第10章 第2節	<p>地下横断歩道 適用すべき諸基準 <u>請負者</u>は、設計図書において特に定めのない事項については、<u>下記</u>の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説 <u>(昭和54年1月)</u> 日本道路協会 道路土工—カルバート工指針 <u>(平成11年3月)</u></p>	第9章 第2節	<p>地下横断歩道 適用すべき諸基準 <u>受注者</u>は、設計図書において特に定めのない事項については、<u>以下</u>の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説 <u>(平成18年11月)</u> 日本道路協会 道路土工—カルバート工指針 <u>(平成22年3月)</u></p>	<p>表記の統一 適用諸基準の改正</p>
第3節 10-3-1	<p>開削土工 一般事項 2 <u>請負者</u>は、道路管理台帳及び占有者との現地確認にて埋設管の位置を明確に<u>するものとする。</u></p>	第3節 9-3-1	<p>開削土工 一般事項 2 <u>埋設管の位置確認</u> <u>受注者</u>は、道路管理台帳等及び占有者との現地確認にて埋設管の位置を明確に<u>しなければならない。</u></p>	<p>項目見出しの追記 表現の修正</p>
4	<p>4 <u>請負者</u>は、土留杭及び仮設工において、占有物件等により位置変更及び構造変更が必要な場合は、設計図書に関して監督職員と協議<u>するものとする。</u></p>	4	<p>4 <u>占有物件等による協議</u> <u>受注者</u>は、土留杭及び仮設工において、占有物件等により位置変更及び構造変更が必要な場合は、設計図書に関して監督職員と協議<u>しなければならない。</u></p>	<p>項目見出しの追記 表現の修正</p>
10-3-2	<p>掘削工 2 <u>請負者</u>は、施工地盤について、地盤改良等の必要がある場合は、設計図書に関して、監督職員と協議<u>するものとする。</u></p>	9-3-2	<p>掘削工 2 <u>地盤改良等</u> <u>受注者</u>は、施工地盤について、地盤改良等の必要がある場合は、設計図書に関して、監督職員と協議<u>しなければならない。</u></p>	<p>項目見出しの追記 表現の修正</p>
		第4節 9-4-1	<p><u>地盤改良工</u> 一般事項 <u>本節は、地盤改良工として、路床安定処理工、置換工、サンドマット工、ベーチカルドレーン工、締固め改良工、固結工その他これらに類する工種について定める。</u></p>	<p>地盤改良工の追記(国に準拠)</p>
		9-4-2	<p><u>路床安定処理工</u> <u>路床安定処理工の施工については、第3編2-7-2路床安定処理工の規定による。</u></p>	<p>路床安定処理工の追記(国に準拠)</p>

土木工事共通仕様書（第10編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第3節 10-3-1	現場打構築工 一般事項 本節は、現場打構築工として作業土工、現場打躯体工、継手工、カラー継手工、防水工その他これらに類する工種について定める。	9-4-3	<u>置換工</u> <u>置換工の施工については、第3編2-7-3置換工の規定による。</u>	置換工の追記（国に準拠）
		9-4-4	<u>サンドマット工</u> <u>サンドマット工の施工については、第3編2-7-6サンドマット工の規定による。</u>	サンドマット工の追記（国に準拠）
		9-4-5	<u>パーチカルドレーン工</u> <u>パーチカルドレーン工の施工については、第3編2-7-7パーチカルドレーン工の規定による。</u>	パーチカルドレーン工の追記（国に準拠）
		9-4-6	<u>締固め改良工</u> <u>締固め改良工の施工については、第3編2-7-8締固め改良工の規定による。</u>	締固め改良工の追記（国に準拠）
		9-4-7	<u>固結工</u> <u>固結工の施工については、第3編2-7-9固結工の規定による。</u>	固結工の追記（国に準拠）
		第5節 9-5-1	現場打構築工 一般事項 本節は、現場打構築工として作業土工、 <u>（床掘り、埋め戻し）</u> 現場打躯体工、継手工、カラー継手工、防水工その他これらに類する工種について定める。	表現の修正
		第11章 第2節	地下駐車場 適用すべき諸基準 <u>請負者</u> は、設計図書において特に定めのない事項については、 <u>下記</u> の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	第10章 第2節 地下駐車場 適用すべき諸基準 <u>受注者</u> は、設計図書において特に定めのない事項については、 <u>以下</u> の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。
	日本道路協会 駐車場設計・施工指針 <u>（平成4年11月）</u> 日本道路協会 道路構造令の解説と運用 <u>（平成16年2月）</u>	日本道路協会 駐車場設計・施工指針 <u>（平成22年1月）</u> 日本道路協会 道路構造令の解説と運用 <u>（平成25年3月）</u>	適用諸基準の改正	

土木工事共通仕様書（第10編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第3節	工場製作工 2 <u>請負者</u> は、工場製作工において、使用材料、施工方法、施工管理計画等について、特に指定のない限り施工計画書に記載しなければならない。	第3節	工場製作工 2 <u>施工計画書</u> <u>受注者</u> は、工場製作工において、 <u>設計図書で特に指定のない限り</u> 、使用材料、施工方法、施工管理計画等について、特に指定のない限り施工計画書に記載しなければならない。	項目見出しの追記 文章表現の修正
第4節 11-4-1	開削土工 一般事項 2 <u>請負者</u> は、道路管理台帳及び占有者との現地確認にて埋設管の位置を明確に <u>するものとする。</u>	第5節 10-5-1	開削土工 一般事項 2 <u>埋設管の位置確認</u> <u>受注者</u> は、道路管理台帳等及び占有者との現地確認にて埋設管の位置を明確に <u>しなければならない。</u>	項目見出しの追記 表現の修正 語尾の修正
3	<u>請負者</u> は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、 <u>明らかに埋設物がないことが確認されている</u> 場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を <u>確認</u> しなければならない。なお、埋設物 <u>が確認された</u> ときは、布掘りまたはつぼ掘りを行って埋設物を露出させ、埋設物の保安維持に努めなければならない。	3	<u>埋設物の存在の有無</u> <u>受注者</u> は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが <u>確かである</u> 場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を <u>確かめ</u> なければならない。なお、 <u>埋設物の存在が認められた</u> ときは、布掘りまたはつぼ掘りを行って埋設物を露出させ、埋設物の保安維持に努めなければならない。	項目見出しの追記
4	<u>請負者</u> は、土留杭及び仮設工において、占有物件等により位置変更及び構造変更が必要な場合は、設計図書に関して監督職員と協議 <u>するものとする。</u>	4	<u>占有物件等による協議</u> <u>受注者</u> は、土留杭及び仮設工において、占有物件等により位置変更及び構造変更が必要な場合は、設計図書に関して監督職員と協議 <u>しなければならない。</u>	項目見出しの追記 語尾の修正
第12章 第2節	共同溝 適用すべき諸基準 <u>請負者</u> は、設計図書において特に定めのない事項については、 <u>下記</u> の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 日本道路協会 共同溝工設計指針 <u>(昭和61年3月)</u>	第11章 第2節	共同溝 適用すべき諸基準 <u>受注者</u> は、設計図書において特に定めのない事項については、 <u>以下</u> の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 日本道路協会 共同溝工設計指針 <u>(平成22年1月)</u>	表記の統一 適用諸基準の改正

土木工事共通仕様書（第10編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第3節	工場製作工 2 <u>請負者</u> は、工場製作工において、使用材料、施工方法、施工管理計画等について、特に指定のない限り施工計画書に記載しなければならない。	第3節	工場製作工 2 <u>施工計画書</u> <u>受注者</u> は、工場製作工において、 <u>設計図書で特に指定のない限り</u> 、使用材料、施工方法、施工管理計画等について、特に指定のない限り施工計画書に記載しなければならない。	項目見出しの追記 表現の修正
		第4節 11-4-1	<u>工場製品輸送工</u> <u>一般事項</u> <u>本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。</u>	工場製品輸送工の追記（国に準拠）
		11-4-2	<u>輸送工</u> <u>輸送工の施工については、第3編2-8-2輸送工の規定による。</u>	輸送工の追記（国に準拠）
第4節 12-4-1	開削土工 一般事項 2 <u>請負者</u> は、道路管理台帳及び占有者との現地確認にて埋設管の位置を明確に <u>するものとする。</u>	第5節 11-5-1	開削土工 一般事項 2 <u>埋設管の位置確認</u> <u>受注者</u> は、道路管理台帳等及び占有者との現地確認にて埋設管の位置を明確に <u>しなければならない。</u>	項目見出しの追記 表現の修正 語尾の修正
	3 <u>請負者</u> は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、 <u>明らかに</u> 埋設物がないことが <u>確認されている</u> 場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を <u>確認し</u> なければならない。なお、埋設物 <u>が確認された</u> ときは、布掘りまたはつぼ掘りを行って埋設物を露出させ、埋設物の保安維持に努めなければならない。		3 <u>埋設物の存在の有無</u> <u>受注者</u> は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが <u>確かである</u> 場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を <u>確かめ</u> なければならない。なお、 <u>埋設物の存在が認められた</u> ときは、布掘りまたはつぼ掘りを行って埋設物を露出させ、埋設物の保安維持に努めなければならない。	項目見出しの追記 表現の修正
12-4-2	掘削工 2 <u>請負者</u> は、施工地盤について、地盤改良等の必要がある場合は、設計図書に関して、監督職員と協議 <u>するものとする。</u>	11-5-2	掘削工 2 <u>地盤改良等</u> <u>受注者</u> は、施工地盤について、地盤改良等の必要がある場合は、設計図書に関して、監督職員と協議 <u>しなければならない。</u>	項目見出しの追記 語尾の修正

土木工事共通仕様書（第10編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第13章 第2節	電線共同溝 適用すべき諸基準 請負者 は、設計図書において特に定めのない事項については、 下記 の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	第12章 第2節	電線共同溝 適用すべき諸基準 受注者 は、設計図書において特に定めのない事項については、 以下 の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	表記の統一
第5節 13-5-2	電線共同溝工 管路工（管路部） 1 請負者 は、管路工（管路部）に使用する材料について、監督職員の承諾を得る ものとする 。また、多孔陶管を用いる場合には、打音テストを行うものとする。 なお、打音テストとは、ひび割れの有無を 確認するテスト で、金槌を用いて行うものをいう。	第5節 12-5-2	電線共同溝工 管路工（管路部） 1 管路工（管路部）に使用する材料の承諾 受注者 は、管路工（管路部）に使用する材料について、監督職員の承諾を得 なければならない 。また、多孔陶管を用いる場合には、打音テストを行うものとする。なお、打音テストとは、ひび割れの有無を 調査するもの で、 テストハンマ を用いて行うものをいう。	項目見出しの追記 語尾の修正 表現の修正
5	請負者 は、管路工（管路部）の施工にあたり、埋設管路においては防護コンクリート打設後または埋戻し後に、また露出、添加配管においてはケーブル入線前に、管路が完全に接続されているか否かを通過試験により全ての管または孔について確かめなければならない。なお、通過試験とは、引通し線に毛ブラシ、雑布の順に清掃用品を取付け、管路内の清掃を行ったあとに、通信管についてはマンド リル またはテストケーブル、電力管については配管用ポピン等の導通試験機を用いて行う試験をいう。	5	管路工（管路部）の施工 受注者 は、管路工（管路部）の施工にあたり、埋設管路においては防護コンクリート打設後または埋戻し後に、また露出、添加配管においてはケーブル入線前に、管路が完全に接続されているか否かを通過試験により全ての管または孔について確かめなければならない。なお、通過試験とは、引通し線に毛ブラシ、雑布の順に清掃用品を取付け、管路内の清掃を行ったあとに、通信管についてはマンド レル またはテストケーブル、電力管については配管用ポピン等の導通試験機を用いて行う試験をいう。	項目見出しの追記 誤字の修正
第14章 第2節	情報ボックス工 適用すべき諸基準 請負者 は、設計図書において特に定めのない事項については、 下記 の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	第13章 第2節	情報ボックス工 適用すべき諸基準 受注者 は、設計図書において特に定めのない事項については、 以下 の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	表記の統一

土木工事共通仕様書（第10編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第3節 14-3-1	<p>情報ボックス工 一般事項 本節は、情報ボックス工として作業土工、管路工（管路部）その他これらに類する工種について定める。</p>	第3節 13-3-1	<p>情報ボックス工 一般事項 本節は、情報ボックス工として作業土工、<u>（床掘り、埋戻し）</u>、管路工（管路部）その他これらに類する工種について定める。</p>	表現の修正
第15章 第2節	<p>道路維持 適用すべき諸基準 <u>読負者</u>は、設計図書において特に定めのない事項については、<u>下記</u>の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 <u>（平成16年2月）</u> 日本道路協会 舗装再生便覧 <u>（昭和63年11月）</u> 日本道路協会 <u>舗装試験法便覧</u> <u>（平成5年11月）</u> 日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧 <u>（昭和63年12月）</u> 日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説 <u>（平成18年2月）</u> 日本道路協会 舗装施工便覧</p>	第14章 第2節	<p>道路維持 適用すべき諸基準 <u>受注者</u>は、設計図書において特に定めのない事項については、<u>以下</u>の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 <u>（平成22年11月）</u> 日本道路協会 舗装再生便覧 <u>（平成19年6月）</u> 日本道路協会 <u>舗装調査・試験法便覧</u> <u>（平成22年1月）</u> 日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧 <u>（平成23年6月）</u> 日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説 <u>（平成24年4月）</u> 日本道路協会 舗装施工便覧</p>	適用諸基準の改正
第3節 15-3-2 6	<p>巡視・巡回工 道路巡回工 通常巡回及び緊急巡回の巡回員は、現地状況に精通した主任技術者または同等以上の者でなければならない。なお、緊急の場合などで監督職員が承諾した場合を除き、巡回員は巡回車の運転手を兼ね<u>ることできないものとする。</u></p>	第3節 14-3-2 6	<p>巡視・巡回工 道路巡回工 <u>通常巡回及び緊急巡回の巡回員</u> 通常巡回及び緊急巡回の巡回員は、現地状況に精通した主任技術者または同等以上の者でなければならない。なお、緊急の場合などで監督職員が承諾した場合を除き、巡回員は巡回車の運転手を兼ね<u>てはならない。</u></p>	項目見出しの追記 語尾の修正
第4節 15-4-7 1	<p>舗装工 路上再生工 （4）気象条件 気象条件は、第3編2-6-7アスファルト舗装工による。 （7）養生 養生については、第3編2-6-7アスファルト舗装工による。</p>	第4節 14-4-7 1	<p>舗装工 路上再生工 <u>路上路盤再生工</u> （4）気象条件 気象条件は、第3編2-6-7アスファルト舗装工の<u>規定</u>による。 （7）養生 養生については、第3編2-6-7アスファルト舗装工の<u>規定</u>による。</p>	項目見出しの追記 表現の修正 表現の修正

土木工事共通仕様書（第10編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	<p>(4) 基準密度 <u>請負者</u>は、路上表層再生工法技術指針（案）の7-3-2品質管理に示される方法に従い、アスファルト混合物の基準密度を求め、施工前に基準密度について監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(5) 気象条件は、第3編2-6-7アスファルト舗装工による。</p>	2	<p><u>路上表層再生工</u> (4) 基準密度 <u>受注者</u>は、「路上表層再生工法技術指針（案）の7-3-2品質管理」(<u>日本道路協会、昭和63年11月</u>)に示される方法に従い、アスファルト混合物の基準密度を求め、施工前に基準密度について監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(5) 気象条件 気象条件は、第3編2-6-7アスファルト舗装工の<u>規定</u>による。</p>	項目見出しの追記
15-4-11	<p>グルーピング工 1 <u>請負者</u>は、グルーピングの施工については、施工前にグルーピング計画図面を作成し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。ただし、溝厚・溝幅に変更のある場合は、設計図書に関して監督職員と協議<u>することとする</u>。</p>	14-4-11	<p>グルーピング工 1 <u>グルーピングの施工</u> <u>受注者</u>は、グルーピングの施工については、施工前にグルーピング計画図面を作成し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。ただし、溝厚・溝幅に変更のある場合は、設計図書に関して監督職員と協議<u>しなければならない</u>。</p>	項目見出しの追記
第5節 15-5-1	<p>排水構造物工 一般事項 本節は、排水構造物工として作業土工、側溝工、管渠工、集水柵・マンホール工、地下排水工、場所打水路工、排水工その他これらに類する工種について定める。</p>	第5節 14-5-1	<p>排水構造物工 一般事項 本節は、排水構造物工として作業土工 (<u>床掘り、埋戻し</u>)、側溝工、管渠工、集水柵・マンホール工、地下排水工、場所打水路工、排水工その他これらに類する工種について定める。</p>	表現の修正
第6節 15-6-1	<p>防護柵工 一般事項 本節は、防護柵工として作業土工、路側防護柵工、防止柵工、ボックスビーム工、車止めポスト工、防護柵基礎工その他これらに類する工種について定める。</p>	第6節 14-6-1	<p>防護柵工 一般事項 本節は、防護柵工として作業土工 (<u>床掘り、埋戻し</u>)、路側防護柵工、防止柵工、ボックスビーム工、車止めポスト工、防護柵基礎工その他これらに類する工種について定める。</p>	表現の修正
第7節 15-7-2	<p>標識工 材料 2 標識工に使用する錆止めペイントは、JIS K 5621（一般用錆止めペイント）から <u>JIS K 5628（鉛丹ジंकクロメート錆止めペイント2種）</u> に適合するものを用いる <u>ものとする</u>。</p>	第7節 14-7-2	<p>標識工 材料 2 <u>錆止めペイント</u> 標識工に使用する錆止めペイントは、JIS K 5621（一般用錆止めペイント）から <u>JISK 5674（鉛・クロムフリーさび止めペイント）</u> に適合するものを用いるものとする。</p>	項目見出しの追記

土木工事共通仕様書（第10編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
6	<p>請負者は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び道路標識設置基準・同解説による色彩と寸法で、標示<u>しなければならない。</u></p>	6	<p><u>標識板の文字・記号等</u> 受注者は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び道路標識設置基準・同解説による色彩と寸法で、標示する。<u>これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</u></p>	項目見出しの追記
		第9節 14-9-1	<p><u>軽量盛土工</u> <u>一般事項</u> 本節は、<u>軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。</u></p>	軽量盛土工の追記(国に準拠)
		14-9-2	<p><u>軽量盛土工</u> <u>軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。</u></p>	
第9節 15-9-1	<p>擁壁工 一般事項 本節は、擁壁工として作業土工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工その他これらに類する工種について定める。</p>	第10節 14-10-1	<p>擁壁工 一般事項 本節は、擁壁工として作業土工（<u>床掘り、埋戻し</u>）、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工その他これらに類する工種について定める。</p>	表現の修正
第10節 15-10-1	<p>石・ブロック積（張）工 一般事項 本節は、擁壁工として作業土工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工その他これらに類する工種について定める。</p>	第11節 14-11-1	<p>石・ブロック積（張）工 一般事項 本節は、擁壁工として作業土工（<u>床掘り、埋戻し</u>）、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工その他これらに類する工種について定める。</p>	表現の修正
第11節 15-11-1	<p>カルバート工 一般事項 1 本節は、カルバート工として作業土工、場所打函渠工、プレキャストカルバート工、防水工その他これらに類する工種について定める。 2 カルバートの施工については、「道路土工－カルバート工指針7-1基本方針」、「道路土工要綱 2-6 構造物の排水施設的设计、2-7 排水施設の施工」の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	第12節 14-12-1	<p>カルバート工 一般事項 1 <u>適用工種</u> 本節は、カルバート工として作業土工（<u>床掘り、埋戻し</u>）、場所打函渠工、プレキャストカルバート工、防水工その他これらに類する工種について定める。 2 <u>適用規定</u> カルバートの施工については、「道路土工－カルバート工指針7-1基本方針」（<u>日本道路協会、平成22年3月</u>）及び「道路土工要綱 2-6 構造物の排水施設的设计、2-7 排水施設の施工」（<u>日本道路協会、平成21年6月</u>）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	項目見出しの追記 表現の修正
				項目見出しの追記 表記の統一

土木工事共通仕様書（第10編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第13節 15-13-4 11	<p>橋梁床版工 床版補強工（増桁架設工法） 11 <u>請負者</u>は、クラック注入延長及び注入量に変更が伴う場合には、<u>施工前に設計図書に関して監督職員と設計図書に関して協議するものとする。</u></p>	第14節 14-14-4 11	<p>橋梁床版工 床版補強工（増桁架設工法） 11 <u>クラック注入延長及び注入量の変更</u> <u>受注者</u>は、クラック注入延長及び注入量に変更が伴う場合には、<u>施工前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</u></p>	項目見出しの追記 語尾の修正
第14節 15-14-7 2	<p>橋梁付属物工 検査路工 2 既設検査路の撤去作業にあたって、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。</p>	第15節 14-15-7 2	<p>橋梁付属物工 検査路工 2 <u>既設検査路の撤去作業</u> <u>受注者</u>は、既設検査路の撤去作業にあたって、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。</p>	項目見出しの追記
第17節 15-17-3 1	<p>トンネル工 裏込注入工 1 <u>請負者</u>は、裏込注入を覆工コンクリート打設後早期に実施しなければならない。なお、注入材料、注入時期、注入圧力、注入の終了時期等については設計図書に関して監督職員の協議<u>しなければならない。</u></p>	第18節 14-18-3 1	<p>トンネル工 裏込注入工 1 <u>裏込注入</u> <u>受注者</u>は、裏込注入を覆工コンクリート打設後早期に実施しなければならない。なお、注入材料、注入時期、注入圧力、注入の終了時期等については設計図書に関して監督職員の承諾を得<u>なければならない。</u></p>	項目見出しの追記 語尾の修正
第21節 15-21-2 1	<p>除草工 道路除草工 1 <u>請負者</u>は、道路除草工の施工については、時期、箇所について監督職員より指示を<u>うける</u>ものとし、完了後は速やかに監督職員に報告しなければならない。</p>	第22節 14-22-2 1	<p>除草工 道路除草工 1 <u>一般事項</u> <u>受注者</u>は、道路除草工の施工については、時期、箇所について監督職員より指示を<u>受ける</u>ものとし、完了後は速やかに監督職員に報告しなければならない。</p>	項目見出しの追記 語句の統一
第22節 15-22-3 1	<p>冬期対策施設工 冬期安全施設工 1 <u>請負者</u>は、冬期安全施設工の施工については、時期、箇所について監督職員より指示を<u>うける</u>ものとし、完了後は速やかに監督職員に報告しなければならない。</p>	第23節 14-23-2 1	<p>冬期対策施設工 冬期安全施設工 1 <u>一般事項</u> <u>受注者</u>は、冬期安全施設工の施工については、時期、箇所について監督職員より指示を<u>受ける</u>ものとし、完了後は速やかに監督職員に報告しなければならない。</p>	項目見出しの追記 語句の統一

土木工事共通仕様書（第10編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第16章	雪寒適用	第15章	雪寒適用	項目見出しの追記
第1節	5 請負者は、工事区間内での事故防止のため、 <u>やむを得ず臨機の措置を行なう必要がある場合は、応急処置を行い、速やかに監督職員にその処置について報告し、監督職員の指示によらなければならない。</u>	第1節	5 <u>臨機の措置</u> 受注者は、工事区間内での事故防止のため必要があると認めるときは、 <u>臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督職員に通知しなければならない。</u>	
第2節	適用すべき諸基準 請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、 <u>下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</u> <u>日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月)</u>	第2節	適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、 <u>以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</u> <u>日本道路協会 舗装施工便覧 (平成24年4月)</u>	表記の統一
第3節	除雪工	第3節	除雪工	項目見出しの追記 文章表現の修正
16-3-3	一般除雪工 一般除雪工を実施する時期、箇所、施工方法は、 <u>監督職員の指示によるものとする。</u>	15-3-4	1 <u>一般事項</u> 受注者は、一般除雪工を実施する時期、箇所、施工方法について、 <u>監督職員の指示を受けなければならない。</u>	
16-3-4	凍結防止工 4 請負者は、凍結防止剤の保管等については、除雪・防雪ハンドブック（除雪編）8.5.8貯蔵及び積み込みの規定によらなければならない。	15-3-5	4 <u>凍結防止剤の保管等</u> 受注者は、凍結防止剤の保管等については、「除雪・防雪ハンドブック（除雪編）8.5.8貯蔵及び積み込み」 <u>（日本建設機械化協会、平成16年12月）</u> の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	項目見出しの追記 改正年度等の追記
16-3-6	歩道除雪工 1 歩道除雪工を実施する時期、箇所、施工方法は、 <u>監督職員の指示によるものとする。</u>	15-3-6	1 <u>一般事項</u> 受注者は、歩道除雪工を実施する時期、箇所、施工方法は、 <u>監督職員の指示を受けなければならない。</u>	項目見出しの追記 語尾の修正
16-3-7	安全処理工 1 雪庇処理、つらら処理、人工雪崩を実施する箇所は、 <u>監督職員の指示によるものとする。</u> また、実施時期、施工方法については、第1編1-1-4 施工計画書に記載し、 <u>監督職員に提出しなければならない。</u>	15-3-7	1 <u>安全処理工</u> 1 <u>施工計画書</u> 受注者は、雪庇処理、つらら処理、人工雪崩を実施する箇所は、 <u>監督職員の指示を受けなければならない。</u> また、実施時期、施工方法については、 <u>施工計画書に記載しなければならない。</u>	項目見出しの追記 表現の修正

土木工事共通仕様書（第10編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
2	人工雪崩の施工については、除雪・防雪ハンドブック（防雪編）6.2.5雪崩の処理の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	2	適用規定 人工雪崩の施工については、「除雪・防雪ハンドブック（防雪編）6.2.5雪崩の処理」 <u>（日本建設機械化協会、平成16年12月）</u> の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	項目見出しの追記 改正年度の追記
16-3-8	雪道巡回工	15-3-8	雪道巡回工	項目見出しの追記 表記の統一
1	雪道通常巡回は、設計図書に示された工事区間について、除雪工を的確に行い、冬期交通を円滑に確保するため、主として <u>下記</u> 事項について情報収集を行うものとする。	1	一般事項 雪道通常巡回は、設計図書に示された工事区間について、除雪工を的確に行い、冬期交通を円滑に確保するため、主として <u>以下</u> の事項について情報収集を行うものとする。	
6	雪道通常巡回及び雪道緊急巡回の巡回員は、現地状況に精通した主任技術者または同等以上の者でなければならない。なお、緊急の場合などで監督職員が承諾した場合を除き、巡回員は巡回車の運転手を兼ね <u>ることができないものとする。</u>	6	巡回員の資格 雪道通常巡回及び雪道緊急巡回の巡回員は、現地状況に精通した主任技術者または同等以上の者でなければならない。なお、緊急の場合などで監督職員が承諾した場合を除き、巡回員は巡回車の運転手を兼ね <u>てはならない。</u>	項目見出しの追記 語尾の修正
16-3-9	待機補償費	15-3-9	待機補償費	項目見出しの追記 表現の修正
1	待機補償とは、設計図書または監督職員の指示により待機させた情報連絡員、巡回車及び除雪機械の運転要員等に係わる費用について、除雪機械が不稼働の場合、待機対象の除雪機械が稼働した場合に対する請負者の損失分を補償するものであり、この損失分の補償については、設計図書によるものとする。	1	一般事項 待機費とは、設計図書または監督職員の指示により、 <u>除雪作業の出動のために</u> 待機させた、情報連絡・作業管理を行う世話役と運転要員に対する費用のうち、 <u>除雪作業がなかった時間帯に係る費用で、対象時間、待機人員</u> は設計図書によるものとする。	
第17章 第2節	道路修繕 適用すべき諸基準 請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、 <u>下記</u> の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 <u>（平成17年12月）</u> 日本道路協会 舗装再生便覧 <u>（平成16年2月）</u> 日本道路協会 道路橋補修便覧 <u>（昭和54年2月）</u> 日本道路協会 舗装施工便覧 <u>（平成18年2月）</u>	第16章 第2節	道路修繕 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、 <u>以下</u> の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 <u>（平成24年12月）</u> 日本道路協会 舗装再生便覧 <u>（平成22年11月）</u> 日本道路協会 道路橋補修便覧 <u>（平成元年8月）</u> 日本道路協会 舗装施工便覧 <u>（平成24年4月）</u>	表記の統一 適用諸基準の改正

土木工事共通仕様書（第10編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第3節 17-3-1 3	工場製作工 一般事項 3 <u>請負者</u> は、 <u>鋳鉄品及び鋳造品の使用に当たって</u> 、設計図書に示す形状寸法のもので、有害なキズまたは著しいひずみがないものを使用しなければならない。	第3節 16-3-1 3	工場製作工 一般事項 3 <u>鋳鉄品及び鋳造品</u> <u>受注者</u> は、 <u>鋳鉄品及び鋳造品の使用にあたっては</u> 、設計図書に示す形状寸法のもので、有害なキズまたは著しいひずみがないものを使用しなければならない。	項目見出しの追記 表現の修正
17-3-6 2	R C 橋脚巻立て鋼板製作工 鋼板製作 (1) <u>請負者</u> は、橋脚の形状寸法を計測し、鋼板加工図の作成を行い、設計図書に関して監督職員の承諾を <u>受けなければならない。</u>	16-3-6 2	R C 橋脚巻立て鋼板製作工 鋼板製作 (1) <u>受注者</u> は、橋脚の形状寸法を計測し、鋼板加工図の作成を行い、設計図書に関して監督職員の承諾を <u>得なければならない。</u>	表現の修正
3	型鋼製作 (1) <u>請負者</u> は、フーチングアンカー筋の位置を正確に計測し、加工図を作成し、設計図書に関して監督職員の承諾を <u>受けなければならない。</u>	3	型鋼製作 (1) <u>受注者</u> は、フーチングアンカー筋の位置を正確に計測し、加工図を作成し、設計図書に関して監督職員の承諾を <u>得なければならない。</u>	表現の修正
第4節 17-4-5	舗装工 切削オーバーレイ工 切削オーバーレイ工の施工については、第10編14-4-5 <u>切削オーバーレイ工</u> の規定による。	第4節 16-4-1	<u>工場製品輸送工</u> 一般事項 <u>本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。</u>	工場製品輸送工の追記（国に準拠）
第5節 17-5-1 1	排水構造物工 一般事項 1 本節は、排水構造物工として、作業土工、側溝工、管渠工、集水桝・マンホール工、地下排水工、場所打水路工、排水工その他これらに類する工種について適用する。	16-4-2	<u>輸送工</u> <u>輸送工の施工については、第3編2-8-2輸送工の規定による。</u>	輸送工の追記（国に準拠）
第4節 17-4-5	舗装工 切削オーバーレイ工 切削オーバーレイ工の施工については、第10編14-4-5 <u>切削オーバーレイ工</u> の規定による。	第5節 16-5-5	舗装工 切削オーバーレイ工 切削オーバーレイ工の施工については、第10編14-4-5 <u>路面切削工</u> の規定による。	表現の修正
第5節 17-5-1 1	排水構造物工 一般事項 1 本節は、排水構造物工として、作業土工、側溝工、管渠工、集水桝・マンホール工、地下排水工、場所打水路工、排水工その他これらに類する工種について適用する。	第6節 16-6-1 1	排水構造物工 一般事項 1 <u>適用工種</u> 本節は、排水構造物工として、作業土工（ <u>床掘り、埋戻し</u> ）、側溝工、管渠工、集水桝・マンホール工、地下排水工、場所打水路工、排水工その他これらに類する工種について適用する。	項目見出しの追記 表現の修正

土木工事共通仕様書（第10編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第6節 17-6-1	縁石工 一般事項 本節は、縁石工として作業土工、縁石工その他これらに類する工種について定める。	第7節 16-7-1	縁石工 一般事項 本節は、縁石工として作業土工（ <u>床掘り、埋戻し</u> ）、縁石工その他これらに類する工種について定める。	表現の修正
第7節 16-7-1	防護柵工 一般事項 本節は、防護柵工として路側防護柵工、防止柵工、作業土工、ボックスビーム工、車止めポスト工、防護柵基礎工その他これらに類する工種について定める。	第8節 16-8-1	防護柵工 一般事項 本節は、防護柵工として路側防護柵工、防止柵工、作業土工（ <u>床掘り、埋戻し</u> ）、ボックスビーム工、車止めポスト工、防護柵基礎工その他これらに類する工種について定める。	
第8節 17-8-2 6	標識工 材料 請負者は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び「道路標識設置基準・同解説」による色彩と寸法で、標示しなければならない。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	第9節 16-9-2 6	標識工 材料 <u>標識板の文字・記号等</u> 受注者は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び「道路標識設置基準・同解説」（ <u>日本道路協会、平成23年3月</u> ）による色彩と寸法で、標示しなければならない。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	項目見出しの追記 適用諸基準の改正 語尾の修正
第11節 17-11-2 1	道路付属施設工 材料 境界工で使用する材料については、第10編2-12-2 <u>材料</u> の規定による。	第12節 16-12-2 1	道路付属施設工 材料 <u>適用規定（1）</u> 境界工で使用する材料については、第10編2-12-2 <u>セメントコンクリート製品</u> の規定による。	項目見出しの追記 表現の修正
		第13節 16-13-1	<u>軽量盛土工</u> <u>一般事項</u> 本節は、 <u>軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。</u>	軽量盛土工の追記(国に準拠)
		16-13-2	<u>軽量盛土工</u> <u>軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。</u>	

土木工事共通仕様書（第10編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第12節 17-12-1	擁壁工 一般事項 本節は、擁壁工として作業土工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工その他これらに類する工種について定める。	第14節 16-14-1	擁壁工 一般事項 本節は、擁壁工として作業土工（ <u>床掘り、埋戻し</u> ）、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工その他これらに類する工種について定める。	表現の修正
第14節 17-14-1	カルバート工 一般事項 1 本節は、カルバート工として作業土工、場所打函渠工、プレキャストカルバート工、防水工その他これらに類する工種について定める。 2 <u>請負者</u> は、カルバートの施工にあたっては、道路土工－カルバート工指針4-1基本方針、道路土工－排水工指針2-3道路横断排水の規定に <u>よらなければならない。</u>	第16節 16-16-1	カルバート工 一般事項 1 <u>適用工種</u> 本節は、カルバート工として作業土工（ <u>床掘り、埋戻し</u> ）、場所打函渠工、プレキャストカルバート工、防水工その他これらに類する工種について定める。 2 <u>適用規定</u> <u>受注者</u> は、カルバートの施工にあたっては、「道路土工－カルバート工指針7-1基本方針」 <u>（日本道路協会、平成22年3月）</u> 及び「道路土工要綱 2-6 構造物の排水施設の設計、2-7 排水施設の施工」 <u>（日本道路協会、平成21年6月）</u> の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	項目見出しの追記 表現の修正 項目見出しの追記 適用諸基準の改正 適用諸基準の改正
17-14-2	材 料 <u>請負者</u> は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、設計図書によるものとするが、記載なき場合、道路土工－カルバート工指針3-1-2材料と許容応力度の規定に <u>よらなければならない。</u>	16-16-2	材 料 <u>受注者</u> は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、設計図書によるものとするが、記載なき場合、「道路土工－カルバート工指針4-4 使用材料、4-5 許容応力度」 <u>（日本道路協会、平成22年3月）</u> の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	表現の修正 適用諸基準の改正

土木工事共通仕様書（第10編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第15節 17-15-1 2	法面工 一般事項 2 法面の施工にあたって、道路土工のり面工・斜面安定工指針3設計と施工、のり枠工の設計・施工指針第5章施工、グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	第17節 16-17-1 2	法面工 一般事項 2 <u>適用規定</u> 法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針のり面工編、斜面安定工編」（日本道路協会、平成21年6月）、「道路土工一盛土工指針 5-6 盛土のり面の施工」（日本道路協会、平成22年4月）、「のり枠工の設計・施工指針第7章吹付枠工、第8章プレキャスト枠工、第9章現場打ちコンクリート枠工」（全国特定法面保護協会、平成18年11月）及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」（地盤工学会、平成24年5月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	項目見出しの追記 適用諸基準の改正
第16節 17-16-1 1	落石雪害防止工 一般事項 1 本節は、落石雪害防止工として作業土工、落石防止網工、落石防護柵工、防雪柵工、雪崩予防柵工その他これらに類する工種について定める。	第18節 16-18-1 1	落石雪害防止工 一般事項 1 <u>適用工種</u> 本節は、落石雪害防止工として作業土工（ <u>床掘り、埋戻し</u> ）、落石防止網工、落石防護柵工、防雪柵工、雪崩予防柵工その他これらに類する工種について定める。	項目見出しの追記 表現の修正
	3 <u>請負者は、工事着手前及び工事中に設計図書に示すほかに、当該斜面内において新たな落石箇所を発見したときは、監督職員に報告し、設計図書に関して監督職員の指示を受けなければならない。</u>	3 <u>新たな落石箇所発見時の処置</u> <u>受注者は、工事着手前及び工事中に設計図書に示すほかに、当該斜面内において新たな落石箇所を発見した場合には、直ちに設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</u>	項目見出しの追記 表現の修正	
第19節 17-19-3 2	橋梁支承工 鋼橋支承工 2 <u>請負者は、施工に先立ち補修計画を作成し、監督職員に提出するとともに設計図書に関して協議しなければならない。</u>	第21節 16-21-3 2	橋梁支承工 鋼橋支承工 2 <u>施工計画書</u> <u>受注者は、補修計画について施工計画書に記載しなければならない。なお、設計図書に示された条件と一致しない場合は、監督職員と協議しなければならない。</u>	項目見出しの追記 表現の修正
	3 <u>請負者は、支承取替えにジャッキアップ工法を採用する場合には、上部構造の品質・性能に支障を期たさないようにしなければならない。</u>	3 <u>ジャッキアップ工法採用時の注意</u> <u>受注者は、支承取替えにジャッキアップ工法を採用する場合には、上部構造の品質・性能に支障をきたさないようにしなければならない。</u>	項目見出しの追記 表現の修正	

土木工事共通仕様書（第10編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
17-19-4 2	PC橋支承工 <u>請負者は、施工に先立ち補修計画を作成し、監督職員に提出するとともに設計図書に関して協議しなければならない。</u>	16-21-4 2	PC橋支承工 施工計画書 <u>受注者は、補修計画について施工計画書に記載しなければならない。なお、設計図書に示された条件と一致しない場合は、監督職員と協議しなければならない。</u>	項目見出しの追記 表現の修正
第20節 17-20-4 2	橋梁付属物工 落橋防止装置工 <u>請負者は、アンカーの削孔にあたっては、既設鉄筋やコンクリートに損傷を与えないように十分注意して行うものとする。</u>	第22節 16-22-4 2	橋梁付属物工 落橋防止装置工 アンカーの削孔時の注意 <u>受注者は、アンカーの削孔にあたっては、既設鉄筋やコンクリートに損傷を与えないように十分注意して行わなければならない。</u>	項目見出しの追記 語尾の修正
3	<u>請負者は、アンカー挿入時に何らかの理由によりアンカーの挿入が不可能となった場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。</u>	3	異常時の処置 <u>受注者は、アンカー挿入時に何らかの理由によりアンカーの挿入が不可能となった場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</u>	項目見出しの追記 語尾の修正
第22節 17-22-1	橋脚巻立て工 一般事項 本節は、橋脚巻立て工として作業土工、RC橋脚鋼板巻立て工、橋脚コンクリート巻立て工その他これらに類する工種について定める。	第24節 16-24-1	橋脚巻立て工 一般事項 本節は、橋脚巻立て工として作業土工（ <u>床掘り、埋戻し</u> ）、RC橋脚鋼板巻立て工、橋脚コンクリート巻立て工その他これらに類する工種について定める。	表現の修正
17-22-4 1	RC橋脚鋼板巻立て工 <u>請負者は、工事に先立ち、現地を詳細に把握するために現地調査を行い、補強を実施しようとする橋脚および基礎について、形状や鉄筋の位置、添架物や近接する地下構造物等の状況を把握するとともに、海水または鋼材の腐食を促進させる工場排水等の影響や、鋼材の位置する土中部が常時乾湿を繰り返す環境にあるかどうか等を事前に確認するものとする。</u>	16-24-4 1	一般事項 <u>受注者は、工事に先立ち、現地を詳細に把握するために現地調査を行い、補強を実施しようとする橋脚及び基礎について、形状や鉄筋の位置、添架物や近接する地下構造物等の状況を把握するとともに、海水または鋼材の腐食を促進させる工場排水等の影響や、鋼材の位置する土中部が常時乾湿を繰り返す環境にあるかどうか等を事前に確認しなければならない。</u>	項目見出しの追記 表記の統一 語尾の修正
2	<u>請負者は、既設橋脚の鉄筋位置の確認方法については、事前に設計図書に関して監督職員と協議するものとする。</u>	2	鉄筋位置の確認 <u>受注者は、既設橋脚の鉄筋位置の確認方法については、事前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</u>	項目見出しの追記 語尾の修正

土木工事共通仕様書（第10編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
7	請負者は、アンカー孔および注入孔等の穴あけ、鋼材の折曲げ加工は、工場で行うことを原則とし、現場で加工する場合は事前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	7	<u>工場加工と現場加工</u> 受注者は、アンカー孔及び注入孔等の穴あけ、鋼材の折曲げ加工は、工場で行うことを原則とし、現場で加工する場合は事前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	項目見出しの追記 表記の統一
8	鋼板固定用アンカーは、モルタル注入時の引抜き力に対して確実に抵抗できるように設置 <u>しなければならない。</u>	8	<u>鋼板固定用アンカー</u> 鋼板固定用アンカーは、モルタル注入時の引抜き力に対して確実に抵抗できるように設置 <u>するものとする。</u>	項目見出しの追記 語尾の修正
1 1	フーチング定着用アンカーは、橋脚の鉄筋およびコンクリートに支障のないよう十分に注意し、垂直に穿孔しなければならない。	1 1	<u>アンカー孔穿孔時の注意（2）</u> フーチング定着用アンカーは、橋脚の鉄筋及びコンクリートに支障のないよう十分に注意し、垂直に穿孔しなければならない。	項目見出しの追記 表記の統一
1 4	鋼板の位置は、コンクリート面と鋼板との間隔を平均30mmに保つのを標準とし、鋼板固定用アンカーボルトにて締付け固定 <u>しなければならない。</u>	1 4	<u>鋼板の位置</u> 鋼板の位置は、コンクリート面と鋼板との間隔を平均30mmに保つのを標準とし、鋼板固定用アンカーボルトにて締付け固定 <u>するものとする。</u>	項目見出しの追記 語尾の修正
1 6	鋼板下端および鋼板固定用ボルト周りのシールは、シール用エポキシ系樹脂でシールし、注入圧に対して十分な強度を有し、かつ注入モルタルが漏れないように <u>しなければならない。</u> また、美観にも留意してシール <u>しなければならない。</u>	1 6	<u>ボルト周りのシール</u> 鋼板下端及び鋼板固定用ボルト周りのシールは、シール用エポキシ系樹脂でシールし、注入圧に対して十分な強度を有し、かつ注入モルタルが漏れないように <u>するものとする。</u> また、美観にも留意してシール <u>するものとする。</u>	項目見出しの追記 語尾の修正
2 0	無収縮モルタルを連続して注入する高さは、注入時の圧力およびモルタルによる側圧等の影響を考慮して、3 m以下を標準とする。また、必要により補強鋼板が所定の位置、形状を確保できるように治具等を使用して支持するものとする。	2 0	<u>連続注入高さ</u> 無収縮モルタルを連続して注入する高さは、注入時の圧力及びモルタルによる側圧等の影響を考慮して、3 m以下を標準とする。また、必要により補強鋼板が所定の位置、形状を確保できるように治具等を使用して支持するものとする。	項目見出しの追記 表記の統一

土木工事共通仕様書（第10編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
2 1	<p>無収縮モルタルの注入は、シール用エポキシ系樹脂の硬化を確認後、補強鋼板の変形等の異常がないことを確認しながら注入ポンプにて低い箇所への注入パイプより丁寧に圧入する。各々の注入パイプから流出するモルタルを確認後、順次パイプを閉じ、チェックハンマー等で充填が確認されるまで圧入を続け、鋼板上端から下方に平均2cmの高さまで圧入するものとする。</p> <p>注入に際して、モルタル上昇面には流動勾配が発生するため、木製ハンマー等で鋼板表面を叩き、上昇面の平坦性を促してモルタルの充填性を確保する。</p> <p>注入したモルタルが硬化した後、注入パイプの撤去とシール用エポキシ系樹脂による当該箇所への穴埋め、および鋼板上端のシール仕上げを行わなくてはならない。</p>	2 1	<p><u>無収縮モルタルの注入</u></p> <p>無収縮モルタルの注入は、シール用エポキシ系樹脂の硬化を確認後、補強鋼板の変形等の異常がないことを確認しながら注入ポンプにて低い箇所への注入パイプより丁寧に圧入するものとする。各々の注入パイプから流出するモルタルを確認後、順次パイプを閉じ、チェックハンマー等で充填が確認されるまで圧入を続け、鋼板上端から下方に平均2cmの高さまで圧入するものとする。</p> <p>注入に際して、モルタル上昇面には流動勾配が発生するため、木製ハンマー等で鋼板表面を叩き、上昇面の平坦性を促してモルタルの充填性を確保するものとする。</p> <p>注入したモルタルが硬化した後、注入パイプの撤去とシール用エポキシ系樹脂による当該箇所への穴埋め、及び鋼板上端のシール仕上げを行うものとする。</p>	項目見出しの追記 語尾の修正 語尾の修正 表記の統一 語尾の修正
2 2	<p>請負者は、注入を完了した鋼板について、硬化前に鋼板単位毎に番号を付けてチェックハンマー等で注入の確認を行い、注入後の確認書（チェックリスト）を監督職員に提出しなければならない。</p>	2 2	<p><u>注入後の確認書の提出</u></p> <p>受注者は、注入を完了した鋼板について、硬化前に鋼板単位毎に番号を付けてチェックハンマー等で注入の確認を行い、未充填箇所が認められた場合は、直ちに再注入を行わなければならない。なお、注入後の確認書（チェックリスト）を監督職員に工事完成時に提出しなければならない。</p>	項目見出しの追記 表現の修正
2 3	<p><u>請負者は、未充填箇所が認められた場合は、直ちに再注入を行い監督職員に報告しなければならない。</u></p>			未充填箇所が認められた場合の削除
2 5	<p>根巻きコンクリートおよび中詰めコンクリートのシーリング箇所は、コンクリート打設後10日以上経た表面のレイタンス、汚れ、油脂分をサンダーやワイヤブラシ、シンナーを含ませた布等で除去し、コンクリート面の乾燥状態を確認した後、コンクリート面用プライマーを塗布する。</p>	2 4	<p><u>コンクリート面用プライマーの塗布</u></p> <p>根巻きコンクリート及び中詰めコンクリートのシーリング箇所は、コンクリート打設後10日以上経た表面のレイタンス、汚れ、油脂分をサンダーやワイヤブラシ、シンナーを含ませた布等で除去し、コンクリート面の乾燥状態を確認した後、コンクリート面用プライマーを塗布するものとする。</p>	項目見出しの追記 表記の統一 語尾の修正

土木工事共通仕様書（第10編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由																																
編章節条		編章節条																																		
2 6	<p>請負者は、鋼板面の汚れや油脂分を除去し、表面の乾燥状態を確認した後、鋼板両面用のプライマーを塗布するものとする。</p>	2 5	<p><u>鋼板両面用のプライマーの塗布</u> 受注者は、鋼板面の汚れや油脂分を除去し、表面の乾燥状態を確認した後、鋼板両面用のプライマーを塗布しなければならぬ。</p>	<p>項目見出しの追記 語尾の修正</p>																																
2 9	<p>請負者は、現場溶接部の試験及び検査を、表17-2により実施し、その結果を監督職員に報告するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表17-2 現場溶接部の試験・検査基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>規格値（評価基準）</th> <th>検査基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外観検査</td> <td></td> <td>ビード部分に“われ”がないこと、およびその幅、高さに大きな変化がないこと</td> <td>検査は全溶接箇所を対象とする。</td> </tr> <tr> <td>超音波探傷試験</td> <td>JIS Z 3060 -1994</td> <td>JIS Z 3060に規定するM検出レベル3類以上</td> <td>重要部位は当該溶接延長の10%以上、一般部位は同じく5%以上の抜取りによる検査を行う。 1箇所当たりの検査長は30cm以上とする。</td> </tr> <tr> <td>浸透探傷試験</td> <td>JIS Z 2343</td> <td>ビード部分に“われ”がないこと</td> <td>外観検査の結果、ビード部分に“われ”の疑いがある箇所を対象とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 重要部位は、円形柱下端の鉛直継手部（フーチング上面から上に直径Dの範囲）および矩形柱下端の円形鋼板の継手部を指し、その他を一般部位とする。 ※※超音波探傷試験の検査箇所は、監督職員の指示による。</p>	試験項目	試験方法		規格値（評価基準）	検査基準	外観検査		ビード部分に“われ”がないこと、およびその幅、高さに大きな変化がないこと	検査は全溶接箇所を対象とする。	超音波探傷試験	JIS Z 3060 -1994	JIS Z 3060に規定するM検出レベル3類以上	重要部位は当該溶接延長の10%以上、一般部位は同じく5%以上の抜取りによる検査を行う。 1箇所当たりの検査長は30cm以上とする。	浸透探傷試験	JIS Z 2343	ビード部分に“われ”がないこと	外観検査の結果、ビード部分に“われ”の疑いがある箇所を対象とする。	2 8	<p><u>現場溶接部の試験及び検査</u> 受注者は、現場溶接部の試験及び検査を、表16-2により実施し、その結果を工事完成時に監督職員に提出しなければならぬ。</p> <p style="text-align: center;">表16-2 現場溶接部の試験・検査基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>規格値（評価基準）</th> <th>検査基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外観検査</td> <td></td> <td>ビード部分に“われ”がないこと、およびその幅、高さに大きな変化がないこと</td> <td>検査は全溶接箇所を対象とする。</td> </tr> <tr> <td>超音波探傷試験</td> <td>JIS Z 3060 -2002</td> <td>JIS Z 3060に規定するM検出レベル3類以上</td> <td>重要部位は当該溶接延長の10%以上、一般部位は同じく5%以上の抜取りによる検査を行う。 1箇所当たりの検査長は30cm以上とする。</td> </tr> <tr> <td>浸透探傷試験</td> <td>JIS Z 2343 -1, 2, 3, 4</td> <td>ビード部分に“われ”がないこと</td> <td>外観検査の結果、ビード部分に“われ”の疑いがある箇所を対象とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1] 重要部位は、円形柱下端の鉛直継手部（フーチング上面から上に直径Dの範囲）および矩形柱下端の円形鋼板の継手部を指し、その他を一般部位とする。 [注2] 超音波探傷試験の検査箇所は、監督職員の指示による。</p>	試験項目	試験方法	規格値（評価基準）	検査基準	外観検査		ビード部分に“われ”がないこと、およびその幅、高さに大きな変化がないこと	検査は全溶接箇所を対象とする。	超音波探傷試験	JIS Z 3060 -2002	JIS Z 3060に規定するM検出レベル3類以上	重要部位は当該溶接延長の10%以上、一般部位は同じく5%以上の抜取りによる検査を行う。 1箇所当たりの検査長は30cm以上とする。	浸透探傷試験	JIS Z 2343 -1, 2, 3, 4	ビード部分に“われ”がないこと	外観検査の結果、ビード部分に“われ”の疑いがある箇所を対象とする。
試験項目	試験方法	規格値（評価基準）	検査基準																																	
外観検査		ビード部分に“われ”がないこと、およびその幅、高さに大きな変化がないこと	検査は全溶接箇所を対象とする。																																	
超音波探傷試験	JIS Z 3060 -1994	JIS Z 3060に規定するM検出レベル3類以上	重要部位は当該溶接延長の10%以上、一般部位は同じく5%以上の抜取りによる検査を行う。 1箇所当たりの検査長は30cm以上とする。																																	
浸透探傷試験	JIS Z 2343	ビード部分に“われ”がないこと	外観検査の結果、ビード部分に“われ”の疑いがある箇所を対象とする。																																	
試験項目	試験方法	規格値（評価基準）	検査基準																																	
外観検査		ビード部分に“われ”がないこと、およびその幅、高さに大きな変化がないこと	検査は全溶接箇所を対象とする。																																	
超音波探傷試験	JIS Z 3060 -2002	JIS Z 3060に規定するM検出レベル3類以上	重要部位は当該溶接延長の10%以上、一般部位は同じく5%以上の抜取りによる検査を行う。 1箇所当たりの検査長は30cm以上とする。																																	
浸透探傷試験	JIS Z 2343 -1, 2, 3, 4	ビード部分に“われ”がないこと	外観検査の結果、ビード部分に“われ”の疑いがある箇所を対象とする。																																	
3 2	<p>請負者は、補修溶接した箇所は、再度外観検査及び超音波探傷試験を実施するものとする。</p>	3 1	<p><u>補修溶接した箇所</u> 受注者は、補修溶接した箇所は、再度外観検査及び超音波探傷試験を実施しなければならぬ。</p>	<p>項目見出しの追記 語尾の修正</p>																																

土木工事共通仕様書（第10編） 新旧対照表